



|                     |                                                                                                 |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Title               | N. W. シーニアの救貧法改革に関する見解                                                                          |
| Author(s)           | 藤村, 哲史                                                                                          |
| Degree Grantor      | 北海道大学                                                                                           |
| Degree Name         | 博士(経済学)                                                                                         |
| Dissertation Number | 甲第13251号                                                                                        |
| Issue Date          | 2018-06-29                                                                                      |
| DOI                 | <a href="https://doi.org/10.14943/doctoral.k13251">https://doi.org/10.14943/doctoral.k13251</a> |
| Doc URL             | <a href="https://hdl.handle.net/2115/76194">https://hdl.handle.net/2115/76194</a>               |
| Type                | doctoral thesis                                                                                 |
| File Information    | Fujimura_Satoshi.pdf                                                                            |



2018 年度  
博士学位論文

# N.W.シーニアの救貧法改革に関する見解

藤村 哲史

北海道大学大学院経済学研究科  
現代経済経営専攻博士後期課程

## 目次

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 序章 .....                           | 1  |
| 第 1 節 シーニアの紹介 .....                | 1  |
| 第 2 節 時代背景 .....                   | 2  |
| (1) 経済学方法論 .....                   | 2  |
| (2) 救貧法への関心 .....                  | 2  |
| 第 3 節 先行研究の概要 .....                | 3  |
| (1) シーニアの経済学方法論に関する先行研究 .....      | 3  |
| (2) シーニアの救貧法思想に関する先行研究 .....       | 4  |
| 第 4 節 研究目的 .....                   | 5  |
| 第 5 節 構成 .....                     | 5  |
| 第 1 章 新救貧法以前の救貧政策 .....            | 7  |
| 第 1 節 旧救貧法の変遷 .....                | 7  |
| (1) エリザベス救貧法 .....                 | 7  |
| (2) 定住権法 .....                     | 9  |
| (3) ナッチブル法 .....                   | 11 |
| (4) ギルバート法 .....                   | 12 |
| (5) スピーナムランド制度 .....               | 13 |
| 第 2 節 救貧法改革に関する提案 .....            | 15 |
| (1) ホイトブレッドとピットの改革案 .....          | 15 |
| (2) 1817 年下院救貧法委員会報告書 .....        | 16 |
| 第 3 節 シーニアによる旧救貧法の評価 .....         | 17 |
| 第 2 章 シーニアの経済学方法論と 1834 年報告書 ..... | 20 |
| 第 1 節 シーニアの科学とアート .....            | 21 |
| 第 2 節 経済学者および政治家の役割 .....          | 23 |
| 第 3 節 1832 年救貧法調査委員会の設置とその目的 ..... | 25 |
| 第 4 節 シーニアの救貧法観 .....              | 27 |

|                                         |    |
|-----------------------------------------|----|
| 第 5 節 奴隷と自由労働者 .....                    | 28 |
| 第 6 節 1834 年報告書および新救貧法の成立 .....         | 31 |
| 第 7 節 アートにおける推論過程 .....                 | 34 |
| 第 8 節 小括 .....                          | 35 |
| 第 3 章 貧民のワークハウス収容に関するシーニアの見解について .....  | 37 |
| 第 1 節 エリザベス救貧法の原則 .....                 | 37 |
| 第 2 節 ワークハウス収容の変遷 .....                 | 38 |
| 第 3 節 ワークハウス外救済の拡大 .....                | 39 |
| 第 4 節 旧救貧法下での貧民救済に対するシーニアの評価 .....      | 40 |
| 第 5 節 新救貧法反対運動に対するシーニアの批判 .....         | 41 |
| 第 6 節 シーニアのワークハウス擁護論 .....              | 43 |
| 第 7 節 小括 .....                          | 47 |
| 第 4 章 劣等処遇の原則と労働市場創出に関するシーニアの見解 .....   | 48 |
| 第 1 節 貧困の原因 .....                       | 49 |
| 第 2 節 政府の役割 .....                       | 50 |
| 第 3 節 人間の性格とは .....                     | 52 |
| 第 4 節 劣等処遇の原則の効果 .....                  | 55 |
| 第 5 節 小括 .....                          | 57 |
| 第 5 章 シーニアの教育思想 .....                   | 59 |
| 第 1 節 19 世紀初頭の教育事情 .....                | 60 |
| 第 2 節 新救貧法における教育の重要性 .....              | 61 |
| 第 3 節 1840 年代～1850 年代における児童教育への見解 ..... | 62 |
| (1) ワークハウス内での児童に対する教育内容 .....           | 62 |
| (2) ワークハウス外における児童教育への見解 .....           | 63 |
| (3) 1850 年代における児童教育への見解 .....           | 64 |
| (4) ニューカッスル委員会 .....                    | 65 |
| 第 4 節 シーニアの教育思想 .....                   | 66 |
| (1) 教育の目的 .....                         | 66 |

|                   |    |
|-------------------|----|
| (2) 教育の定義 .....   | 67 |
| (3) 教育対象者 .....   | 68 |
| (4) 地区学校の奨励 ..... | 69 |
| 第 5 節 小括 .....    | 70 |
| 結章 .....          | 71 |
| 参考文献 .....        | 73 |
| 謝辞 .....          | 81 |

## 序章

### 第 1 節 シーニアの紹介

シーニア(Nassau William Senior, 1790-1864)は、イングランド南部バークシャーのコンプトン・ビーチャムで、英国国教会教区牧師の長男として生まれた。そして、1803 年にイートン校、1807 年にオックスフォード大学モウドリン・カレッジ、1810 年にはロンドンのリンカーンズ・イン法律学校に入学した。イートン校時代のチューターには、後に福音主義者であることを公言した最初のカンタベリー大主教とされるサムナーが、オックスフォード大学時代のチューターには、後にアイルランドのダブリンの大主教になったホエートリーがいた。

シーニアは、1823 年に経済学クラブのメンバーに選出され、1825 年にはオックスフォード大学ドラモンド講座経済学初代教授(1 期目:1825-1830、2 期目:1847-1852)を、さらに、1831 年にはキングス・カレッジ・ロンドンの経済学教授を務めた。また、ホイッグ党の相談役を務めた最初の経済学者でもあり、経済学者として、19 世紀のイギリスの政策に大きな影響を与えた人物である。

シーニアが救貧法改革を決意したのは 25 歳のとき、父の教区での誤った慈善活動の弊害を目の当たりにしたことに端を発するとされている。シーニアは王立委員会の委員として、救貧法調査委員会(1832-1834)、工場法委員会(1837)、失業手織工の状態に関する委員会(1841)、大衆教育に関する委員会(1857)に携わり、これらの委員会報告書の多くを執筆した。特に、1834 年に成立した救貧法改正法(以下、新救貧法)は、シーニアが携わった政策の中でも、最も大きな影響を与えたものであった<sup>1</sup>。

シーニアは、シュンペーターが「マルサスおよびリカードとともに、3 人組の中に数えられるものであろう。すなわち、彼(シーニア)は、アダム・スミスとジョン・スチュアート・ミルとのあいだの主たる飛び石となる著作を書いた 3 名のイギリス人の一人であった」(Schumpeter 1954, 484/訳 200)と評するように、19 世紀を代表する経済学者の一人であった。

---

<sup>1</sup> Blaug(1986, 221/訳 243)によれば、シーニアは「調査委員会を組織し、議会を説得して委員会の勧告を法律として制定させるよう強く圧力をかけた」としている。また、新救貧法成立に貢献したとして、政府は 500 ポンドおよびナイトの爵位をシーニアに授与すると申し出たが、シーニアは、その申し出を断っている。

## 第 2 節 時代背景

### (1) 経済学方法論

経済学は、1776 年にアダム・スミスが『国富論』を発表することにより、学問としての体系を整え始めた。それと同時に、経済学者たちの間では、経済学を科学の一分野として確立しようとする運動も盛んになってきた。その一つが経済学方法論に関する議論である。

経済学の方法論とは、①経済事象をどのように認識し、②これをどのように説明するのか、③経済学をどのように適用ないし応用するのか、この①～③について考えるものである(馬渡 1990, 3)。そして、この経済学の方法を明確に公式化した最初の経済学者がシーニアと J.S.ミルであった(Keynes 1917, 11-12/訳 9)。彼らによって経済学とはどのような学問であるのかという問題が考察され、経済学における公理や富の定義が提示された。また、経済学の法則を導き出す手続きとして、演繹法と帰納法が議論された。ここでいう演繹法とは、理想化された状況を想定し、そこで生じることを推論する方法であり、シーニア、J.S.ミル、ケアンズなどが支持していた。一方、帰納法とは、与えられた特殊な事実を概括することによって一般的知識に到達しようとする方法であり、「ケンブリッジ帰納主義者」と呼ばれるヒューエルなどが支持した。そして、19 世紀前半は演繹法が主流であり、演繹法をもとに、経済学の理論を導出していったのである。このように、経済学は、経済学の方法と範囲を定めることで、独立した学問分野として成長を遂げていくのである。

### (2) 救貧法への関心

同時期、経済学者たちの関心を集めたものの一つに、救貧法があった。イギリスでは、産業革命の進展により、富が増大すると同時に、貧民の増大が問題となっていた。そして、この貧民の救済は、17 世紀頃から救貧法により行われていたが、救貧法があるにもかかわらず、貧民は増大し続けていた。そこで、救貧法をどのようにするかが議論の的となっていた。救貧法をめぐる見解は、主に、擁護派、改善派、廃止派の 3 つに分類することができる(渡会 1999, 46-51)。

擁護派の代表としては、ペイリーがおり、ペイリーは自己の神学思想を基に、課税による貧民の公的救済を擁護した。また、改善派の代表にはベンサムがいた。ベンサムは、功利主義の立場から、食糧があるにもかかわらず人が餓死するのは功利の原理に反するとし、救貧法が効率的に運営されるならば、餓死などは防

止できるとした。さらに、廃止派の代表にはマルサスがいた。マルサスは、人口の原理に基づき、救貧法により救済される貧民がかえって増えてしまうとして全廃を主張した<sup>2</sup>。

救貧法は、17 世紀以降度々修正されたが、1834 年に成立した新救貧法は、従来のものとは異なる性格のものであった。なぜなら、この新救貧法は、当時の経済学者たちの思想が反映された政策でもあったからである。この新救貧法は、受救貧民の被救済権を制限することで、競争的労働市場の創出に貢献するなど、経済的自由主義の立場で考案されたものであった (Schumpeter 1954, 401-402/訳 45-47)。そして、新救貧法は、「1834 年王立救貧法調査委員会報告書 (以下、1834 年報告書)」を基に作成されたが、この報告書を執筆した人物が、経済学者シーニアおよび、行政官チャドウィックであった。

### 第 3 節 先行研究の概要

本節では、これまでに発表されたシーニアに関する主要な先行研究のうち、本稿に関係するものの概要を紹介する<sup>3</sup>。それらは、経済学方法論および救貧法に分けることが出来る。

#### (1) シーニアの経済学方法論に関する先行研究

シーニアの経済学方法論に注目した主な研究として、Bowley(1937)、Schumpeter(1954)、O'Brien(1975)、Blaug(1992) および 佐々木 (2001) などがある。これらの研究では、例えば、Bowley(1937, 65) が、「シーニアは、… 古典派経済学者たちのなかで、(経済学の) 範囲と方法に関する最も重要な著者であった」と述べているように、経済学方法論の分野において、シーニアの貢献は大きいものであったと高く評価している。確かに、経済学方法論の分野におけるシーニアの貢献は大きいですが、シーニアが当時の他の経済学者と異

---

<sup>2</sup> 従来の通説では、マルサスは廃止論者に位置付けられている。しかし、柳沢(2015)によれば、マルサスは、『人口論』第二版以降において、予防的妨げは、食糧ではなく住居の不足の懸念が要因であるとし、公的救済によっても予防的妨げは阻害されないとした。したがって、マルサスは救貧法全廃論者ではなくなったとしており、改正論者に分類しなければならないとしている。ただし、シーニアはマルサスの『人口論』初版の救貧法批判から影響を受け、人口論の点からも救貧法を批判した。よって、本稿では、柳沢(2015)を尊重するものの、通説通り『人口論』初版におけるマルサスを考察対象とし、マルサスを救貧法廃止論者として扱う。

<sup>3</sup> シーニアについての先行研究には、賃金論・貨幣論・価値論などに関するものもあるが、本稿では、経済学方法論および救貧法に関するものに焦点を当てることにする。

なるのは、彼自身がホイッグ党の相談役であったように、政策に積極的に関わっていたことである。

シーニアは経済学を「科学」とし、経済政策を「アート」として区別し、経済学者は政治家に対して勧告を行うことができないと考えていた。その理由は、経済政策の問題はつねに多数の非経済的要素を含んでいるため、純粋に経済的な考慮だけにもとづいて取り扱われるべきではないからであった(Blaug 1992, 122; Schumpeter 1954, 540/訳 304)。このように、先行研究では、シーニアの「科学」と「アート」の区別についての指摘はあるが、実際に「アート」の分野において、シーニアの経済学方法論がどのように適用されていたのかについての言及はない。

また、シーニアは、経済理論の導出過程として演繹法を支持していたが、他方では、救貧法改革案である 1834 年報告書を執筆する際には、事実調査を行っていた。この点について O'Brien(1975, 71)は、シーニアの経済学方法論の独自性を指摘する。すなわち、「事実、我々はシーニアが実際に『した』ことを見ると、我々は彼の著作が、実際のところ、まったく演繹的ではなかったということを知るのである。・・・なぜなら、シーニアは経済学の『科学』と『アート』の間を強く区別したからである」、「非演繹的原理がもっぱらみられる」アートの分野でこそ「シーニアは広範な仕事をした」と評価している。シーニア以前の経済学者は「科学」と「アート」の間を明確に区別しておらず O'Brien(1975)も、経済学方法論におけるシーニアの独自性を指摘しているものの、シーニアが実際にアートの分野において、どのような方法論を用いていたのかについては言及していない。

## (2) シーニアの救貧法思想に関する先行研究

シーニアの救貧法思想に関する主な先行研究として、Bowley(1937)および Levy(1970)の二つを挙げることができる。

Bowley(1937)は、シーニアの救貧法思想について考察し、シーニアが個人の自由と自己決定権を尊重しており、この考えを基に救貧法改革を実施していたことを指摘した。また、Levy(1970)は、救貧法調査委員会に関する人事事情を紹介し、経済学者シーニアが 1832 年救貧法調査委員会の主要な委員に選ばれたことを指摘した。これらの研究の特徴は、経済学と救貧法との関わりを切り離して考察しており、経済学者シーニアではなく、政策者シーニアの面に焦点を当てていることである。

一方、経済理論と救貧法を結び付けて考察したものに Hunt(1979)および渡会(1999)がある。両氏は、シーニアの救貧法思想として、賃金基金説を用いて、

救貧法を解釈した。しかし、両氏においては、この理論が救貧政策にどのように適用されたかについての考察がないため、シーニアの救貧法思想を明らかにする点では、不十分なものといえる。

## 第 4 節 研究目的

救貧法改革は、シーニアが大きな影響を及ぼした政策であった。しかし、シーニアの救貧法思想に関する研究は多くはない。その理由は、シュンペーター (Schumpeter 1954, 485/訳 202-203)によれば、「政策上の諸問題に関するシーニアの業績は、ほとんど誰も読むことのできない政府出版の<sup>ブルーブック</sup>青書のなかに埋もれている。彼の公の発言は何らの足跡をも残すところがなく、また彼は世間一般に対してはなきに等しいか、あるいはほとんどそれに近い者であった」からであった<sup>4</sup>。

本研究の目的は、シーニアの救貧法思想を、経済学方法論および経済的自由主義との関連に基づいて考察し、その思想史的意義を解明することにある。本稿では、第一に、シーニアの救貧法改革案である 1834 年報告書と経済学方法論との関係を明らかにする。経済学方法論は、シーニアが道を切り開いた分野であった。彼の救貧法思想と経済学方法論は密接に関係していたにもかかわらず、これまではほとんど考察されないままであった。この関係を明らかにすることにより、従来の研究の空白を埋めるとともに、新救貧法の知的背景について新たな光を当てることができる。第二に、救貧法改革による競争的労働市場の創出の仕組みを、ワークハウス収容に関するシーニアの見解に基づき明らかにする。これによって、新救貧法という政策が、受救貧民の被救済権を制限することで競争的労働市場の創出を図ろうとする経済的自由主義の思想と密接に結びついていたことを、よりいっそう明らかにすることができる。

## 第 5 節 構成

本稿は、シーニアの救貧法思想を明らかにするために、まず、第 1 章では、旧救貧法の変遷およびシーニアの旧救貧法に対する評価を考察する。そして、旧

---

<sup>4</sup> 救貧法に関する研究は多数ある。しかし、シーニアは、1834 年報告書の執筆者の一人として紹介されるものがほとんどであり、その救貧法思想については十分に明らかにされているとはいえない。例えば、救貧法史に関する研究として、伊部(1979)、大沢(1986)、Boyer(1990)、Englander(1998)などがある。また、近年、シーニアの経済学方法論に関しては、経済学の宗教からの分離に関してのものが注目されつつある。例えば、O'slington(2001, 2014)、Waterman(1991, 1994, 2002, 2014)などがある。

救貧法の代表として、エリザベス救貧法、定住権法、ナッチブル法、ギルバート法、スピーナムランド制度を取り上げる。このうち、特に定住権法に対してシーニアは、労働市場の創出を阻害するとして批判したことを明らかにする。そして、第2章では、シーニアが執筆した1834年報告書が、シーニアの経済学方法論に基づいて執筆されたものであったことを明らかにする。先行研究において、シーニアは、理論の導出過程として演繹法を指摘しておきながら、1834年報告書を執筆する際には、イギリス全土で救貧法の実態調査を行っていた。このことから、シーニアの理論と実践における経済学方法論の独自性が指摘されていた。シーニアは1834年報告書において、収集した事実を経済学の理論の光に照らし合わせて解釈していたのである。また、第3章では、シーニアのワークハウス収容に関する見解を考察する。シーニアは、貧民救済手段として、ワークハウス収容を義務付けていた。それは、ワークハウス外救済の普及により、貧民が生存を保障された自由労働者になってしまったからであり、また、ワークハウス内救済の方が、経済的にも費用がかからなかったのである。しかし、ワークハウスは、劣等処遇の原則のような、その非人道的な性格から、人道主義者たちからは非難されていた。そこで、第4章では、ワークハウス収容を受救者に適用することで、彼らが勤勉になり、自ら労働市場へ働きにでることになるメカニズムを、人間の性格に照らし合わせて考察する。

そして、最後に、シーニアは、1834年報告書の末尾において、教育の重要性を主張していたことから、シーニアの教育思想を明らかにすることで、教育を通じて、最終的に貧困問題を解決することができると考えていたことを、第5章で考察する。

## 第 1 章 新救貧法以前の救貧政策

イギリスでは、貧困対策としての救貧法が 16 世紀頃から施行され、1948 年に国民扶助法が成立するまで長期にわたり存在した。一般的に、新救貧法と区別するために、1601 年から 1834 年までの間の救貧法を旧救貧法と総称する。この旧救貧法の特徴として、次の 5 つが挙げられる。①無給の貧民監督官を救貧行政に当たらせた。②政府の救貧目的は、社会的安定や不満を緩和し、騒乱を予防することであった。また、教区は、自分の教区に所属する貧民を世話した。③救貧法は、地方および全国で何度も改正された。④一貫した行政原則がなく、絶えず時勢に迎合していた。⑤地方別の多様性があった(Marshall 1984, 9-12)。

また、旧救貧法を含む救貧法史研究には、救貧法史研究の古典的代表として Webb(1927,1929)、経済史の観点から救貧法史を考察した Boyer(1990)、1700 年以降の救貧法史を考察した Brundage(2002)などが挙げられる。また、日本においても、救貧法史の研究は多く、檜原(1978)、小山(1978)、伊部(1979)、大沢(1986)、高島(1995)、吉尾(2008)などが挙げられる。

そこで、本章は、これまでの救貧法史研究を踏まえ、新救貧法以前の救貧政策がどのようなものであったかを、第 1 節及び第 2 節において整理する。また、第 3 節では、シーニアの旧救貧法に対する見解を考察する。

### 第 1 節 旧救貧法の変遷

エリザベス救貧法が制定される以前の貧民救済は、私的慈善によって行われていた。しかし、貧民の増加に従って、私的慈善では必要な救済を行うことができなくなり、貧困救済に必要な費用を課税によって調達するようになっていった。このようにして、貧困対策としての救貧法が成立していくことになる。

本節では、これまでの救貧法史研究にならい、旧救貧法の代表としてエリザベス救貧法、定住権法、ナッチブル法、ギルバート法、そしてスピーナムランド制度について考察する。

#### (1) エリザベス救貧法

1948 年の国民扶助法によってすべての救貧法が廃止され、それに代わって国民扶助が導入されるまでの間、1601 年に制定されたエリザベス救貧法が、義

務的救済制度の基本法であった<sup>5</sup>。

1601年に制定されたエリザベス救貧法は、1572年から制定され始め、1597年法を改正したものであり、それまでの救貧に関する法令をまとめたものであった<sup>6</sup>。

例えば、救貧法のもっとも初期のものに、1531年法がある。この1531年法では、浮浪と乞食の禁止という抑圧の立場をとりながらも、各地の治安判事は、指定地域で物乞いする労働無能貧民に許可を与えることができた。この1531年法を小山(1978, 15)は「無能力貧民の存在を認め、これに乞食を許可するのは、貧民救済対策の第一歩である」と評価している。

その後、1572年法では、労働可能な浮浪者に厳罰を課し、労働無能貧民に対しては、教区からの移動を制限することを定めた。また、この1572年法では、教区内に居住している人で、慈善心に基づいた貧困の救済に対する税金を支払わない人を刑務所に収容するよう定めた。すなわち、この法律で、はじめて救貧税が義務づけられるようになったのである。

1576年法では、貧民の就業が強制された。さらに、1597年法では、貧民のための救済院の建設や貧困者の救済における親子の相互扶助が義務付けられるようになった。そして、これまでの救貧法を体系的に整備したものが、1601年のエリザベス救貧法であった。

エリザベス救貧法は、これまでの法律ではじめて公式文書に教区救済を規定したものであった。そして、貧民の救済は、教区の治安判事および貧民監督官により実施された。例えば、エリザベス救貧法には、治安判事や貧民監督官に関する内容として、以下のようなものがある。

- ①各教区の教区委員および2～4名の有力な戸主が、毎年2名以上の治安判事によって貧民監督官に任命される。
- ②貧民監督官は、治安判事の承認を得て、教区住民や土地所有者、その他の資産所有者に対して救貧税を課す権限を持つ。
- ③治安判事や貧民監督官の職は、無給の名誉職である。
- ④教区民は、もし貧民監督官からの救貧税の支払命令を拒否した場合、罰金もしくは投獄されるため、救貧税を強制的に支払うようにされていた。

この救貧法は、無給の貧民監督官により実施され、かつ強制課税であったため、非常に安上がりであった(高島 1995, 30)。

---

<sup>5</sup> 義務的救済制度とは、強制的課税に基づく公的救済を私的慈善と対照している言葉である。

<sup>6</sup> 1601年に制定された1601年法のことを一般的に「エリザベス救貧法」という。

また、エリザベス救貧法では、救貧税によって救済される対象者を①労働無能貧民、②労働能力のある有能貧民、③扶養能力のない貧民の児童の 3 種類に分類した。そして、各救済対象者に対して強制就業、生活扶助、徒弟奉公を定めた。この救貧税の目的には、主に以下のものがある。

- ①貧民監督官から見て、その両親が扶養できないであろうと考えられる児童の全てを就労させる。
- ②扶養する手段を欠き、かつ生計を得るための通常または日常の生業を欠く既婚または未婚の人々の全てを就労させる。
- ③貧民を就労させるために、適宜繊維、鉄などの原料を調達する。
- ④貧困であって働けない障害者、労働無能者、老人、盲人、その他貧困であって労働できない者に必要な救済を与える。

この救貧税の財源は、治安判事の承認を得て、貧民監督官が適当な額を、当該教区の全ての住民、教区牧師、および土地・家屋・10 分の 1 税等の占有者に課税し、彼らから徴収したものであった。そして、救済目的に照らして、当該教区住民の税負担の能力が不十分であると治安判事が判断した場合、治安判事は、その補助のために同一州内の他教区に課税することができた。

エリザベス救貧法は、国家単位の救貧行政であり、治安維持のために浮浪貧民を抑制する性格のものであった。一方、エリザベス救貧法の問題点は、救済措置あるいは就労措置の対象が不分明なことであった。そこで、その教区の税負担において救済されなければならないのは誰かといった場合、救済対象者は、当該教区に「合法的に定住」する者、言い換えれば、その教区に「定住権 (settlement)」を持つ者であるとされた。

## (2) 定住権法

定住権法は 1662 年に制定された。エリザベス救貧法では、救済のために課税する場合、全国に約 15000 ある教区を単位としていた。そして、貧困救済の費用の調達を教区民に対して強制的に課税しなければならなくなったとき、貧民監督官は、教区内に住む人たちの移住を防止するように努めた(檜原 1978, 43)。なぜなら、他教区から流入する貧民を自教区の住民として無条件で認め救済の対象とすることは、救貧財政を逼迫させると考えられたからである。これは、人々が居住し救済を受けることのできる教区を確定するもの、すなわち、定住権を定め、その教区に定住権を持っていない者を、定住権を持つ教区に送還させると

いう法律であった。

定住権法では、勤勉な労働者が、失業や低賃金などの理由により他の教区に移住した場合、その教区の定住権を獲得するには 40 日間の定住が必要であるとされた。しかし、その者が将来、要扶養者となり教区の負担となる恐れがある場合、その区域の治安判事には、年家賃 10 ポンド以上の借家の住人でない限り、以前に定住権を保有していた教区に 40 日以内に送還することができる権限が与えられた。また、定住権は、基本的には親の出生地に与えられるが、それ以外に定住権を付与する条件として、年家賃 10 ポンド以上の借家への定住、徒弟奉公、1 年間の教区内での雇用、1 年間の教区の公務への従事などがあった(渡会 1999, 46)。

この定住権法は、もとの教区に送還されることなく 40 日間定住した者がその教区の定住権を取得するという原則を生み出すことになった。

この法律の成立後、1722 年までの間に 6 つの法律が成立し、定住権の資格制限は次第に厳格かつ複雑になっていった。例えば、1685 年法では、40 日間の定住を証明する方法として、以下の方法が行われた。まず、定住を希望する貧民は、定住しようとする教区委員または貧民監督官に対して、定住の場所および家族数を記載した書類を提出する。次に、開始時期は、書類提出後の日曜日の礼拝の直後に教会で読み上げて告示されたときから起算することとされた。

その後、定住権法は、その不便が認識されるようになってきたため、1697 年法で証明書制度が導入されることになった。これは、貧民が他教区へ移住しようとする場合、その貧民が直前まで定住権を保有していた教区が証明書を発行し、教区委員と貧民監督官がこれに署名し、さらに二人の治安判事が許可した証明書を持参したときに、他教区はこれを受け入れる義務があるとしたものである。ただし、この貧民が実際に他教区に定住した場合、この教区は、貧民に対し退去を命じることができた。また、証明書を発行した教区は、この貧民の生活維持費と退去の費用を支払う義務を負うと規定された(檜原 1978, 43-44)。

しかし、貧民扶養の責任回避のために、教区当局者の不正拡大とそれに伴う貧民の犠牲は、彼らの定住と移動の自由が制限されていた以上のものであったといわれている<sup>7</sup>。この定住条件が緩和されるのは 1795 年のウィリアム・ヤング法以降になってからである。

---

<sup>7</sup> 例えば、他教区の男性の子どもを不幸にも身ごもってしまった独身の女性の場合、その女性は強制的に結婚をさせられ、男性の教区へと所属を強制的に変更させられることになった。これにより、教区は母親と生まれてくる子どもへの責任から解放されたのである。また、結婚が不可能な場合、女性は強制的に教区から追放された(小山 1978, 41)。

### (3) ナッチブル法

ナッチブル法は 1722 年に制定された。この法律は、ケント州の議員であるエドワード・ナッチブル(Edward Knatchbull, 1674-1730)によって提案されたもので、別名、ワークハウス・テスト法とも呼ばれている。また、この法律の成立背景には、新しいブルジョア的な貧民観が影響を与えているとされている。それは、ブルジョアジーの立場から提出された「貧民の利潤を生むような雇用」論の展開と、それに結びついて実践されたワークハウス(労役場 *workhouse*)設置運動の広がりであった<sup>8</sup>。「貧民の利潤を生むような雇用」論とは、貧民の労働力を国民の利益として積極的に述べるものであり、怠惰な貧民を組織し、ワークハウスにおいて有効に働かせることによって費用を回収しようとしたもので、ワークハウスへの収容を救済の条件としていた。また、このワークハウスでは、生活・労働条件を厳格にして、一時的な物乞いの減少や救貧税の軽減などといった救援抑制効果を持っていた。すなわち、ワークハウス収容の義務化が意味することは、貧民の自由を喪失することで、政府にとっては、救貧税廃止に向かうものであったのである。

また、教区委員や貧民監督官には、教区集会での同意が得られれば、ワークハウスを建設する権限を与えられていた。さらに、教区当局がワークハウス外救済に値しないとみなした貧民の救済に対しては、ワークハウスへの収容を条件として行われるべきことが定められた。ワークハウスへの収容を拒否する者は、救済登録簿から氏名を削除され、教区委員ならびに貧民監督官から救済を受ける権利を剥奪されたのである(森下 2001, 20)。

しかし、このワークハウスは、あらゆる種類の貧民を無差別に収容していくなかで、特に児童、老人、病人など労働によって賃金を得ることができない貧民を犠牲にした。ワークハウスは、貧民にとって「恐怖の家」とされていた。ワークハウスは、法律で請負が認められていたため、教区当局は、一人当たり一定料金でワークハウスとの運営契約を結ぶことができた。そして、この貧民を請負に出す習慣は 18 世紀の救貧法運営の特徴の一つとなっている。これによりワークハウスでは、冷酷な労働の搾取が行われ、まさに「恐怖の家」となっていたのである。ワークハウスでは、細かく規則が定められ、これに違反した場合には、足かせ、減食、外出禁止、そして場合によっては、虐待すら行われたのである。

これに対して人道主義者たちからも「第二の牢獄」や「悲惨の貯蔵所」といった

---

<sup>8</sup> ワークハウスとは、労働能力のある貧民を雇用して生産を行い、貧困児童の職業訓練を行い、労働無能貧民を救済することを目的とした施設である。

厳しい批判が述べられ、ワークハウスは社会的批判の対象となっていた。このような貧民の状態を改善しようとしたのがギルバート法であった。

#### (4) ギルバート法

ギルバート法は 1782 年に制定された。この法律は、救貧法の修正と貧民状態の改善に貢献してきた議員であるトーマス・ギルバート(Thomas Gilbert, 1720-1798)によって提案されたもので、通称ギルバート法と呼ばれている<sup>9</sup>。

ギルバート法は、ナッチブル法による救援抑制を原則とするワークハウスとワークハウスでの請負制度の弊害を批判し、エリザベス救貧法の純粋性を取り戻すことによって貧民の人道主義的な処遇を目指すものであった。

この法律では、まず、請負制度の禁止を規定している。そして、この請負制度の廃止は、エリザベス救貧法の下では禁止されてきた貧民のワークハウス外救済へとつながっていくことになる。ギルバート法は、ワークハウスを労働無能貧民の収容施設として明確に規定すると同時に、労働能力ある貧民に対して、失業者には仕事がみつかるまで援助するなど、稼得不足分の補充などのワークハウス外救済を認めた。そして、ギルバート法により認められたワークハウス外救済は、その後の 1795 年のスピーナムランド制度やウィリアム・ヤング法による全国的な賃金補助制度へと移行していくものであった。ただし、ギルバート法は自由法であったため、強制力はなかった。

また、ギルバート法は、その特徴の一つに、教区中心主義の打破がある。これは、より大規模に貧民問題を解決するために、教区が連合することを認めたものであり、この教区連合は、通称、ギルバート法連合と呼ばれた。そして、そのワークハウスは、ギルバート法連合労役場と呼ばれた。この連合型労役場は、その対象を労働能力ある者に対してではなく、労働無能貧民に限定したものであった。その理由としては、貧民の分類が可能なように運営の地域を拡大し、必要に応じたワークハウスを作って問題を解決するためであった。そのため、労働無能貧民はワークハウスに送られるが、怠惰な者、自堕落な者は矯正院で強制的に重労働させようとするものであった。

しかし、結果的に、ワークハウスを労働無能貧民の保護機関とするという目的は達成されなかった。ギルバートの行ったこととして評価されるのは、教区による労働能力ある貧民のワークハウス外救済と、労働者の低賃金を補足するというスピーナムランド制度のような賃金補助制度を法的に基礎づけた点である。ギルバ

---

<sup>9</sup> ギルバート法に関しては、主に檜原(1978)を参照した。

ート法は、ワークハウス中心の公的援助の体制からの最初の離脱であり、以後のワークハウス外救済への転換を示すものであったのである。

## (5) スピーナムランド制度

1793年から1815年にかけての対フランス戦争ならびに、産業革命がイギリス社会に与えた影響は、深刻なものであった。戦争は生活費を上昇させ、小麦価格は騰貴した。また、当時は、農業経営の合理化のため「囲い込み」運動が促進され、農民を窮乏させていった。この時期の特徴としては、囲い込み、産業革命による技術的失業、インフレーション、食糧暴動の発生、救済への要求の高まり、救貧税の上昇などが挙げられる。さらに、フランス革命と戦争の影響によって、イギリスの指導者たちは革命の発生を恐れるなど、この時期は「飢饉と革命の二重の恐怖」の時代であり、さまざまな貧民対策が提案されたのは自然な流れであった。そのような時代背景の下でスピーナムランド制度は誕生した(小山 1978, 95)。

スピーナムランド制度は、1795年5月6日、バークシャー州の治安判事たちがスピーナムランドとして知られる地区の中心地で会合を開き、貧民の援助、特にパンの価格の急激な騰貴に対する対策について協議しあったことから始まる。そして、このときパンによる賃金補助制度が採用されたのである。これは「スピーナムランドのパン率(Speenhamland Bread Scale)」として知られている。それは、パンの価格と受救者の家族数によって、その世帯の最低限必要な生活費を算定し、実際の所得がこの額に達しない場合には、不足分を公的救済によって補助しようとするものであった。そのため、スピーナムランド制度は、別名「賃金補助手当(allowances in aid of wages)」と呼ばれ、同年に制定されたウィリアム・ヤング法によって法的承認がなされた<sup>10</sup>。また、ウィリアム・ヤング法では、ナッチブル法で述べられていたワークハウスに関する条項を廃止している。すなわち、ワークハウスにおける貧民の救済は、「勤勉で貧しい者(industrious poor person)」に、さまざまな場合に適した一時的救済を妨げ、彼らに有害な救済諸条件を課しており、不都合かつ抑圧的であるとして廃止している(大沢

---

<sup>10</sup> ウィリアム・ヤング法は、議員であるウィリアム・ヤング(William Young, 1749-1815)により提案され、貧民救済に関して治安判事と貧民監督官に裁量権を与える法律であった。貧民救済に関する治安判事と貧民監督官の権限については、以下のように定められた。貧民監督官は、教区会の承諾および治安判事の書面による承諾を得て、勤勉で貧しい者にワークハウス外での救済を与えることができる(第1条)。また治安判事は、その公正かつ適当な裁量によって、勤勉で貧しい者にワークハウス外での救済を与えることを貧民監督官に命令することができるようになった(第2条)。

1986, 38-39)。

スピーナムランド制度は、低賃金の合理化と労働意欲の低下をもたらし、イギリスの農村を荒廃させ、人口過剰に導いたとして批判されている。具体的には、雇用主が低賃金を支払っても救貧税から補助金が出るため、それは労働者のための賃金補助金ではなく、雇用主への補助金となってしまった。そして、労働者は、所得が少ないほど、また、扶養家族が多いほど教区から補助金がもらえるため、仕事をしなくなっていき、早婚奨励につながっていったのである。すなわち、低賃金の合理化と労働意欲の減退のため、貧民の状態は、さらに窮乏する結果となっていた。

また、自由労働市場は、その創出の際にとられた囲い込みのような非人道的方法にもかかわらず、労働者にとって、貨幣収入の面では恩恵を与えることが判明していた<sup>11</sup>。しかし、低賃金の合理化と労働意欲の減退をもたらしたスピーナムランド制度により、労働市場の創出は妨げられていた。この理由としては、労働者への「被救済権」の付与が考えられる。

1662年の定住権法により、労働者の移動が制限され全国的な労働市場の形成が妨げられていた。そして、ウィリアム・ヤング法により定住条件が緩和されたにもかかわらず、温情主義的なスピーナムランド制度による賃金補助手当のために全国的な労働市場の確立が不可能となってしまったのである。すなわち、賃金補助手当は、労働者に「被救済権」を与えるものであり、競争的労働市場の確立を妨げるものであった。「被救済権」が保障された労働者は、労働意欲が低下し、結果的に窮乏していった。スピーナムランド制度は、賃金補助によって裏打ちされた「被救済権」によって、建前としては救済されることになっていた人々を結局のところ破滅させるという皮肉な結果をもたらしたのであった。そして、この「被救済権」を廃止したのが新救貧法であり、新救貧法のような経済的自由主義に基づいた法律は、温情主義の原理に敵対するものであった(Polanyi 1944/訳 137-141)<sup>12</sup>。

---

<sup>11</sup> 例えば、富田(2009, 87)によれば、囲い込みにより都市へと追い出された労働者たちは、工場で働いてパンを稼ぐようになり、就業機会を求めて移動することによって、より快適な生活水準が与えられるようになったとされている。

<sup>12</sup> 貧民の救済に関する権利のことを、Polanyi(1944)は「生存権(right to live)」とした。また、我が国における救貧法に関する先行研究では、大沢(1986)をはじめ、「被救済権(right to relief)」が一般的に用いられている。このときの、Polanyiの「生存権」および、「被救済権」は同意である。また、Polanyi(1944)は、「被救済権」を廃止したのが新救貧法であると述べているが、第4章で考察するように、シーニアは、「便宜」の点から政府の介入を認めていた。このように、シーニアは、完全に「被救済権」を否定したわけではないことに注意が必要である。

## 第 2 節 救貧法改革に関する提案

本節では、スピーナムランド制度が誕生したのと同時期に提出されたが採用されなかった救貧法改革案であるホイットブレッドとピットの改革案ならびに、スピーナムランド制度を批判した 1817 年下院救貧法委員会報告について考察する<sup>13</sup>。これらの法律の精神は、新救貧法へと受継がれていくのである。

### (1) ホイットブレッドとピットの改革案

まず、ホイットブレッドの最低賃金法案について考察する。

1795 年 12 月、サミュエル・ホイットブレッド (Samuel Whitbread, 1720-1796) は最低賃金法案を議会に提出した。

この法案は、治安判事が同意するならば、農業労働者の最低賃金および労働時間を決定し、これを宣言する権利を、四季合同裁判所に与えるものであった。そして、従来とは異なり、最高賃金ではなく最低賃金を決定する権限を認めようとした点で、エリザベス救貧法の復活と訂正を意図したものであった。当時、実質賃金は低下していたので、労働者の貧困の救済を考える人々が、食糧品の価格によって賃金を決定しようとするのも自然の成り行きであった。ホイットブレッドも、ビールまたはサイダーをつけなくていいが「貨幣価値とその時の食糧品の豊富または不足といった状況について、配慮がなされるべきことである」としていた (Webb 1927, 175)。

しかし、この法案は、1796 年 2 月の第二読会においてピットから批判を受け、廃案になった。

次に、ピットの改革案について考察する。ピット (William Pitt, 1759-1806) は、経済的自由主義の立場から、ホイットブレッドの案を自由競争原理に反するとして、政府による賃金への政策関与に反対した。また、ピットは、当時の貧民の困難は認めたが、それは誇張されたものであるとして非難した。なぜなら、貧民の困難は、いつの時代でも、慈善によって救済されているからである。さらに、ピットは、労働の価格を規制する権限を治安判事に与えることは誤りであるとして、他から影響されることのない当局によって確立されるべきであるとし、ホイットブレッドの案を非難し、廃案にまで追い込んだ。

ピットは、1796 年 11 月、自身の救貧法改革案を提出した。これは 130 条からなる、従来の諸提案の総括的な内容のものであった。具体的には、失業している

---

<sup>13</sup> ホイットブレッドとピットの改革案ならびに、1817 年下院救貧法委員会報告については、主に小山 (1978)、檜原 (1978) を参照した。

労働能力のある貧民のための「勤労学校 (School of Industry)」の設立、農民のための家畜購入資金や営農資金の貸付、荒地の開墾の奨励が提案された。そして、これらは、救済は可能な限り雇用というかたちで行われるべきだとする彼の考えが反映されたものであった。また、ピットは、救済について、すべての貯蓄がなくなって窮乏に陥ってしまう前に、できるだけ早い機会に貧民の救済を行うべきであるとしている。さらに、改革案には、全ての教区またはそのグループは、疾病、老齢についての社会保険の計画を、友愛組合によって実施することが盛り込まれていた<sup>14</sup>。

しかし、ピットの案は、正常な雇用にある労働者も、多子によって貧困となることを認めたり、税金による賃金補助制度を立法化しようとするなど、一貫性に欠けた提案を述べたりもしていた。これにより、このような提案は非難され、廃案に追い込まれたのであった。

結局、ホイットブレッドの最低賃金法案も、これを批判したピットの救貧法改革案も採用されることはなかった。これらは当時「目先の慈善活動」として議会で拒否されたのである。しかし、ホイットブレッドやピットのような改革案は、世論を反映したものであったのである。

## (2) 1817 年下院救貧法委員会報告書

1817 年は、1793 年から始まった対フランス戦争が終結し、不況と失業と救貧税負担の急増に苦しんだ時期であった。このような事態に対して議会は、スタージェス・バーン (William Sturges Bourne, 1769-1845) を委員長とする救貧法調査特別委員会を設置した。

この委員会の報告書の特徴は、貧民救済の廃止もしくは厳格な制限を主張する新しい思想の動きを表明したことである。委員会の報告では、公的な救済制度は、人口増加を助長し、労働者の勤労意欲、節約心を弱め、貧困を軽減するのではなくかえって増加させ、その結果、救貧税の増加により国家破産の危険性をもたらすことを指摘している。

また、委員会の基本法はエリザベス救貧法であるにもかかわらず、エリザベス救貧法におけるすべての労働能力のある貧民に対する雇用を保障するという規定の廃止、救貧税からの賃金補助制度 (スピーナムランド制度) の廃止、労働能力のある貧民の児童への援助の停止を主張していた。一方、委員会は、いつでも雇用することのできる労働者の数について、賃金の支払いにあてられる基金に

---

<sup>14</sup> 友愛組合とは、17 世紀後半以降イギリスで結成された職人層共済組合のこと。

依存することを指摘するにとどまっていた。すなわち、この委員会では、具体的対策を提示することはできなかったのである。この報告書では、教区農場や教区友愛組合の奨励を主張したが、それらは目新しいものではなく、救貧法の弊害を公にしたものにすぎなかった。

この委員会の業績は、1834 年の新救貧法以前に賃金補助制度の弊害を正式な報告書内で訴えたことであつたが、それ以外の業績として挙げられているのは、1818 年の「教区集会法(The Parish Vestry Act)」と 1819 年の「特別集会法(The Select Act)」の二つの法律が制定されたことである。前者は、教区手続きの改善、記録の保存、教区集会での投票、多額納税者に対する投票数の加算を規定した。一方、後者は、教区集会内部に特別集会を設けて、これに救貧行政の権限を与え、治安判事の権限を強化し、さらに有給の貧民監督官の任命を可能にした<sup>15</sup>。また、この二つの法律は、地主による救貧行政への発言権を強化し、救貧費の削減を図るために考慮されたものであつた。しかし、その効果はなかった。

### 第 3 節 シーニアによる旧救貧法の評価

シーニアが旧救貧法について述べた著作に、『救貧法改革』(*Poor Law Reform*, 1841b)がある。その中で、シーニアは旧救貧法を三つの期間に分けている。それによれば、一つ目の期間は、エドワード 3 世治世(1327-1377)の中頃からエリザベス治世(1558-1603)の終わり頃、二つ目の期間は、エリザベスの死後から 18 世紀の中頃、三つ目は、18 世紀の中頃から、新救貧法が成立した 1834 年までの期間である(Senior 1841b, 43)。以下では、それぞれの期間ごとの救貧法に対するシーニアの見解を考察する。

まず、シーニアは、一つ目の期間において、1388 年法をイギリスの救貧法の起源であるとみなしている。この法律によって、労働無能貧民の存在が認められた(Senior 1841b, 4)。この法律以降、イギリスの救貧法が開始されたとしている。そして、シーニアによれば、一つ目の期間の、すなわち、初期の貧困に関する法律の目的は、主に浮浪貧民の抑制であつたととらえている。さらに、その期間の救貧法は「主に農奴制を復活させるようなものであり、教区内に労働者を制限するよう試みたものであつた。そして、労働者は賃金を得るために、雇用主に服従しなければならなかつた」(Senior 1841b, 43)と述べている。

---

<sup>15</sup> 当時の貧民監督官が無給の素人であることは救貧行政の問題点の一つとして挙げることができる。無給であつたことから、救済の条件として賄賂を受け取るなど、これが救貧行政を不安定にすることの原因であつた。

次に、二つ目の期間の救貧法の目的は、労働無能貧民の救済であり、労働能力のある貧民は、救貧法ではなく、浮浪抑制に関する法律の対策として考えられていた。また、シーニアは、二つ目の期間において、定住権法を最も批判していた<sup>16</sup>。定住権法に関するシーニアの見解は、受救貧民と労働者の居住制限は、1662年に始まり、1795年で一応なくなったが、受救貧民に対する制限は1834年以降も残っているとしている。シーニアは、この受救貧民に対する制限は、労働者の勤勉・熟練、農業者の利潤、地主の地代にとって最も有害であるとしていた。すなわち、制限による害とは、受救貧民は救貧税によって養われるから怠惰となり、農業者はその負担のため賃金基金（農業者にとっての利潤）が減少し、地主もその負担のため、時に地代以上の支出を余儀なくされ土地耕作が放棄されるというものである。

さらに、シーニアは、職業(hiring and service)による居住制限を、労働市場を狭め、同一の仕事に労働者が継続的に従事することを妨げ、労働者が雇用主から遊離してしまうとして、特に反対した<sup>17</sup>。すなわち、シーニアは、労働者への温情主義的な「被救済権」を付与することに対して反対する立場であったのである。シーニアは、定住権法がなければ救貧手当や労働税に対するあらゆる問題、混乱が存在しなかったとみていた(Bowley 1937, 301-305)。よって、国家による救貧(居住制限)の全廃が望ましいとしている<sup>18</sup>。

一方、シーニアは、貧民の救済条件として、ワークハウス収容を義務づけたナッチブル法に関しては、「イギリス救貧法の土台となった」と高く評価している(Senior 1841b, 12)。

三つ目の期間の特徴として、シーニアは、「労働者に対して、彼らの自由と矛盾するような保障を与えたことであった」(Senior 1841b, 43)と述べている。これはワークハウス外救済のことを指している。ワークハウス外救済において、労働者とその家族は、自宅において最低生活保障が与えられた。シーニアは、ワークハウス外救済として、スピーナムランド制度を批判している。スピーナムランド制度に代表される賃金補助制度は、雇用主には適正賃金を支払う動機を失わせ、低賃金をもたらした。そのため労働者の勤労意欲や生活水準向上の意欲を減退させ、生産性の低下、早婚奨励、人口過剰をもたらした。さらに、ワークハウス外

---

<sup>16</sup> シーニアは、定住権法を「救貧制度の中で、最悪の濫用の一つである」と述べている(Senior, September 14, 1832, in Levy 1970, 247-254)。

<sup>17</sup> シーニアによれば、定住権法は、労働能力者の移住を制限する最初の法律であり、これは成功したと皮肉を込めて評価している。(Senior 1841b, 10)

<sup>18</sup> Bowley(1937, 303)は、「シーニアは救貧を国家的仕事とみるには反対していた」と述べているが、後述するように、国民の便益になるのであれば、国は積極的に介入すべきであるとシーニアは考えていた。よって、「救貧を国家的仕事とみるには反対していた」ではなく、救貧法による居住制限の全廃を望んでいたという方が適切である。

での労働者救済は、彼らを肉体的、道徳的に奴隷の地位に置くものであったとして特に批判している。

また、シーニアは、1817年の下院救貧法委員会報告書の中で述べられていた救貧政策を行う動機についても批判している。報告書では、救貧政策を行う動機について、「労働無能貧民、働いている労働能力者のための義務的救済対策の信条は、疑いもなく、純粋な慈悲の動機である」と述べられていた。この記述はもっともらしいとされているが、シーニアはこれに対して異議を唱えている。それによれば、シーニアは、「イギリス救貧法は自己本位 (selfishness)、無知 (ignorance)、そして高慢 (pride) を起源としている」と述べている (Senior 1841b, 2)。そして、シーニアは、救貧税の起源が慈悲のような良い動機からきているといっているような者は、廃止された奴隷制を復活させるようなものだと批判している。奴隷制の害悪は、道徳性や知識といった崇高な美德を破壊するのである。このように、シーニアは、旧救貧法を批判する際、とくに奴隷制の廃止 (封建制からの解放) を訴えていた<sup>19</sup>。

さらに、シーニアは、ワークハウス内救済を廃止したウィリアム・ヤング法に対しても「ウィリアム・ヤング法は、勤勉な貧民をエリザベス救貧法から締め出すものであった」として批判している (Senior 1841b, 15)。

シーニアは、旧救貧法を評価する際、主に奴隷制の観点から評価していた。そして、この観点から定住権法やスピーナムランド制度などを批判していた。したがって、救貧法改革を行う際にも、この観点から救貧法改革を実施していたのである。

---

<sup>19</sup> 旧救貧法による奴隷制については第2章を参照されたい。

## 第 2 章 シーニアの経済学方法論と 1834 年報告書

19 世紀前半、経済学を科学の一分野として確立しようとする運動が盛んになってきた。その一つが、経済学方法論に関する議論である。経済学方法論の中でも、理論を導出する方法に関しては、主に演繹法と帰納法があった<sup>20</sup>。そして、19 世紀前半の経済学方法論においてその主導権を握っていたのは、演繹法であった。しかし、経済学方法論に関する体系的な著作は、1820 年代頃まではなく、それ以前は、書簡などでしか扱われてこなかった。そのような中で、経済学方法論の形成に貢献した人物として、シーニアがいた<sup>21</sup>。

また、シーニアは、1827 年に『経済学入門講義』を執筆することによって、イギリスの主要な経済学者として、はじめて体系的な方法論を述べた人物であった。さらに、経済理論の公理的基礎を明らかにする最初の試みを行った人物としても知られている(Schumpeter 1954, 575/訳 368)。シーニアは、経済学が依拠している 4 つの基本命題を列挙した。それによれば、「①誰でも皆、できるだけ少ない犠牲で追加的富を得ようとする、②世界の人口、言い換えれば、世界に居住する人数は、道徳的または肉体的害悪か、あるいは各階級の住民が各自の習慣上要求する富の不足を懸念することによってのみ制限される、③労働及び富を生産するその他の道具の力は、それらの生産物を将来の生産の手段として使うことによって、無限に増加されうる、④農業上の熟練を不変なものとするならば、一定地域の土地に使用される追加労働は、一般により低い収穫率で生産を行うこと、言い換えれば、投下労働が増加するごとに、総収穫は増加するが、収穫の増加は労働の増加に比例しないこと」であった(Senior 1836, 2/訳 56)。

さらに、シーニアの方法論は、Hutchison(2000)が「ウルトラ演繹主義」者シーニアと評するように、自明で明確な少数の前提から推論するというものであった<sup>22</sup>。一方、序章で述べたように、経済学方法論に関する先行研究の中で、「科学」と「アート」におけるシーニアの経済学方法論の独自性が指摘される。シーニアは、「経済学者が取り扱う主題は、幸福ではなく富である。その前提は、観察または意識の結果である少数の命題から構成される」(Senior 1836, 2/訳 4-5)とし、そうした前提から理論を演繹する方法を支持する一方で、1834 年報告書

<sup>20</sup> 例えば、Keynes(1891)が「アダム・スミスのなかに看取される帰納的傾向に関していえば、その継承者はマルサスに見出される。これに対して、抽象的・演繹的傾向の継続と発展については、われわれはリカードウに目を向ける」(Keynes 1891, 11/訳 14)と述べたように、演繹法のリカードウ、帰納法のマルサスが有名である。

<sup>21</sup> また、佐々木(2001, 83)によれば、経済学方法論の形成に大きく貢献した論者として、シーニアの他に J.S.ミルを挙げ、この両者の議論をふまえて古典派の経済学方法論を体系化したのが、ケアンズであったとしている。

<sup>22</sup> ウルトラ演繹主義の詳細に関しては、Hutchison(2000)を参照されたい。

を執筆する際には、イギリス全土で救貧法の実態調査を行っていた。そして、その調査で収集した事実を基に、1834 年報告書を作成していたのである。すなわち、理論の導出過程として演繹法を主張している一方で、実際には、帰納法のようなやり方を用いて報告書を執筆していたとされているのである。このようなシーニアの態度に対して、O'Brien(1975, 71)は、「事実、我々はシーニアが実際に『した』ことを見ると、我々は彼の著作が、実際のところ、まったく演繹的ではなかったということを知るのである。…なぜなら、シーニアは経済学の『科学』と『アート』の間を強く区別したからである」。よって、「非演繹的原理がもたらされる」アートの分野でこそ「シーニアは広範な仕事をした」と評価している<sup>23</sup>。しかし、O'Brien(1975)は、経済学方法論におけるシーニアの独自性を指摘し、さらに、アートの分野におけるシーニアを評価しているものの、実際の政策においてシーニアがどのような方法論に基づいて政策を行ったのかについての考察はしていない。

シーニアは、「科学」と「アート」を区別したが、一方で、「アート」の中における「科学」の応用方法についても指摘していた。それによれば、「その実践的応用は、…ほとんど無限に広く事実を収集し、理論の光に照らして、これを解釈する必要がある」(Senior 1836, 4/訳 8)というものであった。

そこで、本章では、シーニアの理論の応用に焦点を当てて、救貧法改革において集めた事実を、理論である「科学」の光に照らして解釈するという「アート」における作業を、救貧法改革案である 1834 年報告書の作成において、実際にどのように遂行したのかを、シーニアの経済学方法論および救貧法に関する文献を中心に、「目的」と「手段」の関係に注目して考察する<sup>24</sup>。

## 第 1 節 シーニアの科学とアート

シーニアが、経済学方法論について述べた著作として、『経済学入門講義』(*An Introductory Lecture on Political Economy, 1827*)、主著『経済

---

<sup>23</sup> 同様に、高橋・濱田(1929, 97)も、「1834 年救貧法改正に際しては、彼は驚くばかり多数の事実を調査し、この事実に基づいてその仕事を為した。この彼は、『経済学の基本たる事実は数語の裡に述べ得べし』といえる彼と別人の観がある。純理とその適用との間に於ける明確なる区別を、我等はここに見出すものである」と述べており、シーニアの「科学」と「アート」における方法論の違いを指摘している。

<sup>24</sup> 新救貧法は、ベンサム主義者チャドウィックを介して、シーニアと同様に「劣等処遇の原則」や「処遇の一律性」を唱えたベンサムの思想が反映した政策であったともみなされている。しかし、本稿では、シーニアの経済学方法論と新救貧法との関係を考察対象としているため、シーニアがどの程度ベンサム主義者であったのか、また、チャドウィックを介したベンサムの影響などについては考察の対象外とする。

科学要綱』(*An Outline of the Science of Political Economy*, 1836)、そして、『経済学入門四講』(*Four Introductory Lectures on Political Economy*, 1852)がある。これらの著作の中で、科学とアートという用語が主に使われるのは、『経済科学要綱』からであるが、その考えの基礎は『経済学入門講義』の中ですでに述べられていた。

また、1827年から1836年の間において、シーニアの経済学の考察範囲に変化があった<sup>25</sup>。『経済学入門講義』では、経済学を理論と実践に分けて考察しているが、『経済科学要綱』では、理論のみを経済学とし、実践であるアートは、経済学の外の領域として扱っている。しかし、1852年の『経済学入門四講』では、再び、経済学におけるアートの存在を認めるようになった。1834年報告書は、シーニアの経済学の考察範囲が変化する過渡期に執筆されたものであったが、佐々木(2001, 118-119)が述べるように、『経済学入門四講』において、経済学の理論的部門に直結するものだけは、「経済のアート(*art of Political Economy*)」として残されており、1834年報告書においても、経済学に関するものは「経済のアート」として残っていると考えられる<sup>26</sup>。そこで、以下では、シーニアの「科学」と「アート」について考察する。

まず、『経済学入門講義』では、経済学の定義を行っている。それによれば、経済学とは、「富とは何か、富はどのような要因によって生産されるのか、富はどのような法則にしたがって分配されるのか、そして可能な限り最大の富を各個人に与えるように、生産を促進し分配を規制しうる制度や慣習とはどのようなものか、ということを教える科学」(Senior 1827, 7)である<sup>27</sup>。また、経済学は、富に関する科学であると定義する場合、シーニアは、これを理論的部門(*theoretic branch*)と実践的部門(*practical branch*)とに分けて考察している。

富の性質、生産、および分配を説明する理論的部門は、ごく少数の一般的命題に基づいており、それは観察あるいは意識の結果である。また、ほとんど誰が聞いても、自分の思考にとって親しみ深いもの、または、少なくとも

---

<sup>25</sup> この変化について Bowley(1937, 51)は、アイルランド研究と救貧法委員会での経験が、彼の方法論を変化させたのではないかと述べている。

<sup>26</sup> 「経済のアート」とは、「富の生産と蓄積に最も役立つ制度と習慣とを指摘するアート」のことである(Senior 1852, 36)。

<sup>27</sup> このときの富とは、「譲渡(*transferable*)ができ、量に制限があり(*limited in quantity*)、かつ直接間接に快楽を生み、もしくは苦痛を防ぐ一切のものを、そしてそれらのもののみを含ませる。換言すれば、交換(交換という言葉は、絶対的購買ならびに賃借を示すのに用いる)のできるもの、さらに換言すれば、価値を有するもの」のことを指す(Senior 1827, 35)。また、1827年の著作では、富の性質に関して「量に制限があり(*limited in quantity*)」であったが、1836年の著作では「供給に制限があり(*limited in supply*)」に変更されている。

既得の知識中に包含されているものとして、すぐに認めるものである。

また、その結論は、前提と同じでほとんど一般的であり、富の性質と生産に関する結論は、普遍的に真である。一方、富の分配に関する結論は、特定の国の特定の制度、例えば、奴隸制・穀物法・救貧法などの制度によって影響を受けがちであるが、概して、事物の自然状態は、一般的ルールとして定めることが可能であり、特定の攪乱原因によって生み出される例外は、後で説明すればよいのである。(Senior 1827, 7-8)

一方、実践的部門に関して、シーニアは、以下のように主張している。

科学の実践的部門は、富に対して最も好ましい制度は何かを確定することをその課題とするが、それは、はるかに困難な研究である。実践的部門の前提の多くは、たしかに、理論的部門の前提と同じ証拠に基づいている。なぜなら、実践的部門の前提の多くは、理論的部門の結論だからである。しかし、実践的部門は、多数の、列挙するのが困難な現象からの帰納に依存する多くのもの、それらの真の系列が、しばしば外見上の系列とは大いに異なっているものを、含んでいるのである。(Senior 1827, 8)

実践的部門は、その目的として、富に対して最適な制度を考察する部門であるが、そこには、特定の気候や土壌、季節に関する諸事情、また、人々の情熱や食欲などといったことも考慮しなければならない(Senior 1827, 10)。確かに、これら現実の諸事情を列挙することは困難であり、また、実践的部門の結論は、これら現実の諸事情を考慮しなければならないため、その結論は、不確実で不正確なものになってしまうのである。しかし、理論的部門の結論は真であるため、実践的部門の結論が、理論的部門の結論に基づいているのであるならば、その結論は、理論的部門と同等の確実性と普遍性を持つのである(Senior 1827, 11)。後に、1836 年の『経済科学要綱』では、理論的部門・実践的部門という考え方ではなく、理論的部門のみが科学であり、実践的部門は、非経済的な事情をも考慮しなければならないことから、「統治のアート(art of government)」に含まれるようになるのである。

## 第 2 節 経済学者および政治家の役割

『経済科学要綱』によれば、これまでの著作家たちが、経済学と政治学とを混同してきた理由は、経済学の範囲を限定することが困難であったからであった。

そこで、シーニアは、経済学の考察対象を富に限定することで、より有益な研究が行えるようになることを主張している(Senior 1836, 1-2/訳 2-3)。さらに、シーニアは、経済学者と政治家の役割についても明確に区別している。政治家が扱う主題は福祉(welfare)であるのに対して、経済学者が扱う主題は富(wealth)である。富は人間の福祉を促進する要素の一部にすぎない。政治家は、その役割として国民の福祉について考える必要がある一方で、経済学者は、たとえ自身が国民の幸福について考えていた場合でさえ、そのようなことを述べる必要はない。経済学者の役割は、富に関する理論の叙述であり、この理論を政策に採用するか否かを決定するのは、政治家の役割なのである(Senior 1836, 2-3/訳 3-5)。このようにシーニアは、経済学者と政治家の役割を明確にした。また、経済学がこれまで科学とアートの混同を引き起こした原因として、シーニアは、第一に、「公衆のなかに、好ましくない偏見が存在していること」、そして第二に、「科学の目的および、これを達成する手段について、これらを経済学者が誤解すること」の二点を挙げている(Senior 1836, 3/訳 6-7)。より具体的に言うと、第一の原因によって混同が生じるのは、経済学者がその関心を富に限定し、幸福や美德を考慮することを軽視することに対して、公衆の中から批判が向けられるからである。このような非難が存在するということは、経済学者の任務は、単に命題を叙述するのではなく、実際の手段を推薦すべきであるといった意見の存在を暗示している。例えば、戦術家がその関心を軍事に制限したとしても、これを批判するものはいないし、また戦術家がそうすることにより、戦争を薦める者だと推論する人はいない。一著者が、ある一定の行為が富を生産することを述べた後、ただそのためにその行為を薦め、あるいは、ただそのためにその行為を追求すべきであると想定するならば、その経済学者は、暗に幸福と富の所有は一致するという不条理の罪を犯していることを認めるべきである。このような誤謬が生じるのは、関心を富に制限せず、富と幸福とを混同することによって生じるのである。第二の原因によって混同が生じるのは、多くの経済学者が事実の収集を過度に重視し、目の前の事実から正確に推論する過程が、はるかに重要であるという事を軽視して、彼らが経済学の目的をさらに広く考えるせいである。経済学は、事実と実験の学、事実を渴望する学であると言い聞かされているが、その応用は、他の科学の応用と同じく、ほとんど無限に広く事実を収集し、理論の光に照らしてこれを解釈することを必要とする<sup>28</sup>。例えば、救貧法改正の資料として収集した諸事実は、これまで経済学に関して書かれている一切の著作が占める紙数の二倍以上の容積を満たすのに十分であるが、経済学の一般原理に基づく事実は、

---

<sup>28</sup> シーニアは、事実を収集し、その事実を“examination”する必要があると述べている。ここでの“examination”は、理論を用いて事実を解釈するという意味である。

ほんの数句、実際には数語で述べられるかもしれない。しかし、これらの事実から推論すること、これらから正しい結論を導き出すことが非常に難しいことは、経済学が長い研究過程を経て、なお今日のように、不完全な状態にあることから推察できる(Senior 1836, 3-4/訳 7-9)<sup>29</sup>。

シーニアにとって、経済学は、統治のアートの補助科学の一つであり、「目的」を目指す統治のアートに対して、富に関する「手段」を提案することがその役割であった。同様に、経済学者の役割は、人間の福祉を目指す政治家の「目的」に対して、富に関する「手段」を提案することであった。また、経済学を政策に応用するには、事実を収集し、その収集した事実を経済学の理論に照らして解釈しなければならない。こうすることにより、演繹によって導かれた経済学の理論の結論は普遍的に真であるため、その理論の結論に基づいている政策の結論は、同様に、確実性と普遍性を持つのである。救貧法改革に臨んで、シーニアは、政治家の目的に対して、それを達成するための具体的な手段を提案したのである。

### 第 3 節 1832 年救貧法調査委員会の設置とその目的

1832 年 2 月 1 日、オルソープ卿(Lord Althorp)は、下院において救貧法調査委員会の設置及びその委員の任命を行った。オルソープ卿は、委員の任命にあたり、「救貧法問題は重大であり、政府及び本院のどのメンバーも、この国の救貧問題に適用されるべき総合施策の推進を拒むことができない段階に達している。それぞれの教区ごとに、異なった方法がとられているので、政府は、その影響を調査することが最も良い方法であり、このため調査委員を任命して、調査すべきであるという意見である。この調査結果が、閣僚に明らかにされれば、閣僚も、適当な方策を提言できるであろう」と述べて、救貧法調査委員会設置の方針を明らかにした(Nicholls 1967, 214; 伊部 1979, 67)。

委員会設置の理由として、救貧法問題への対策が述べられているが、なぜ救貧法がこのとき問題となっていたのだろうか。1832 年以前にも救貧法に対する批判は多々あった。しかし、今回、委員会設置の直接的原因として挙げられたのは、1830 年にイングランド南部および東部で起こった農民暴動(スウィング暴動)

---

<sup>29</sup> また、シーニアは、経済学の混乱が生じる原因として、用いる述語が抽象的・普遍的であることから生じると考えている。「もし、経済学者が、経済学は観察よりも推論によることが多いという事、そして、その主な困難は、その用語であって、その事実の確定ではないということに気づいていたならば、かならず経済学者の努力は、主として厳密な述語を選んで、これを矛盾なく使用する事に向けられたであろうことは疑われない。しかし、事実は大いに異なり、そのために、述語に厳重な注意を払うようになって、まだ間もない」(Senior 1836, 5/訳 10)とし、以降の章では、言葉の定義を重視している。

であった。暴動の原因として考えられたのは、ナポレオン戦争後の不況、および1820年代以降の脱穀機の普及による農業労働者の失業であった。さらに、暴動の原因には、農業労働者に対する低賃金問題、それら失業や低賃金に伴う救貧税の増大、また、貧民の増加による都市や農村部での衛生状態の悪化に伴うコレラの流行などもあった。そして、この暴動が起こった地域は、スピーナムランド制度による賃金補助手当の普及率の高い地域であり、救貧法行政が混乱していた地域とみなされていた。そのため、暴動の原因の一つには救貧法の濫用がある、と考えられていた<sup>30</sup>。したがって、当時の政府は、救貧法への対策を迫られていたのである。

救貧法調査委員会では、7名の中央委員が26名の補佐委員を全国に派遣し、貧民救済に関する法律の実態を調査した。その調査は、いかなる変更・修正・改善が有効であるか、それはどのようにして実行可能であるかを調べることを目的としていた。そして、中央委員（主にシーニア）が、補佐委員から送られてくる報告書に基づいて、1834年報告書を作成した。また、委員は、党派関係なく選定された。7名の中央委員は、議長ブロムフィールド（Dr. Charles J. Blomfield、ロンドン主教）、サムナー（Dr. John B. Sumner、福音主義者、シーニアのイートン校時代のチューター、チェスター主教、後にカンタベリー大司教）、スタージェス・バーン（W. Sturges Bourne、1817年救貧法特別委員会議長）、シーニア（実質的なリーダー）、ヘンリー・ビジョップ（Henry Bishop、シーニアの友人、牧師）、コールソン（Walter Coulson、経済学クラブ会員、ベンサマイト、シーニアの友人、新聞『Globe』の編集者、ジャーナリスト）、そして、ヘンリー・ゴーラ（Henry Gawler）であった。また、26名の補佐委員のうち16名が中央委員により任命され、そのほとんど半分は、シーニアなど経済学者たちの個人的な友人で構成されていた。その1人がチャドウィック（Edwin Chadwick、

---

<sup>30</sup> 1831年に生じた農民暴動および同年後半に生じたコレラの流行がシーニアに与えた影響は大きかった。この年、シーニアを除く彼の家族は、1831年10月10日から、1832年1月23日まで、ロンドンからブライトン（Brighton）へと避難せざるをえない状況であった（Levy 1970, 80）。このような状況の下、1832年1月上旬に、シーニアから首相グレイの息子であるホーウィック卿へと書簡が送られた。この書簡では、救貧法の悪弊について述べられていた。この書簡がホーウィック卿に与えた影響は大きく、救貧法改正法案が議会でまだ可決されていなかったにもかかわらず、救貧法の濫用について即座に何かをすべきであると決意し、救貧法の悪弊について協議を始めたとされる。また、シーニアの旧友であり、管理委員会の行政官であるハイド・ビリヤーズから1月19日にホーウィック卿へ送られた書簡では、貧困問題についての調査およびその害悪への対処を検討するための委員の任命に関する提案など、後の救貧法調査委員会の内容について書かれていた。さらに、同時期、ブルーハム地方の大法官（Lord Chancellor Brougham）からも、委員を中央委員と補佐委員に分け、補佐委員に調査を行わせ、そこで貧困に関する事実の収集を行うといった提案もなされていた。これらの書簡は、救貧法改正法案を議会で可決し、改正を具体的に実行していくことを視野に入れて執筆されたものであった（Levy 1970, 81）。

1800-1890)であった<sup>31</sup>。

チャドウィックは、翌年の1833年4月に、その熱心な働きが評価されて、シーニアの推薦により、正式な中央委員のメンバーに選ばれた<sup>32</sup>。そして、1834年2月に、シーニアとチャドウィックの執筆により、1834年報告書が出版され、この報告書を基にして、1834年8月に、新救貧法が制定されたのである。

#### 第4節 シーニアの救貧法観

シーニアは、1832年の救貧法調査委員会に委員として参加したが、この委員会に参加する以前から、救貧法問題に関心を持っていた。シーニアは、1825年からオックスフォード大学で経済学を教えていたが、救貧法問題は、経済学の点からみても問題があった。

経済学が依拠している4つの基本命題のうちの基本命題2として人口原理に関するものがあるが、救貧法による賃金補助手当は、この命題を阻害するものであった<sup>33</sup>。シーニアは、『人口に関する二講義』(*Two Lectures on Population, 1829*)において、「ある特定の地域における人口は、道徳的ないし肉体的害悪か、その地域住民の各階級に属する人々の習慣が要求する必需品(necessaries)、必要品(decencies)、奢侈品(luxuries)を獲得する手段の不足の懸念か、そのどちらかによって抑制される」(Senior 1829, 2)と主張している<sup>34</sup>。ここでいう人口の抑制とは、主に結婚の抑制のことを指している<sup>35</sup>。そして、結婚の抑制の動機として重視されていたのは、必要品の不足の懸念であった。これは、結婚することにより独身時の社会的地位を失うかもしれないという懸念や、自分が享受した教育の利益を自分の子供には与えることができないという懸念により、自然と結婚の延期を考えるようになるというものである(Senior 1829, 26-27)。また、人口抑制は、攪乱原因がなければ実現されると考えられていたが、このときの攪乱原因の一つに救貧法があった(Senior 1829, 75)。これは、救貧政策の一環である賃金補助手当によって、無思慮な結婚が促進さ

---

<sup>31</sup> 委員の詳細については、Levy(1970, 81-91)を参照されたい。

<sup>32</sup> チャドウィックと同時にトレイル(James Traill)も正式な委員として選出された。

<sup>33</sup> ここでいう基本命題の阻害とは、基本命題は攪乱原因がないときに成り立つが、攪乱原因があると実現されないということ。

<sup>34</sup> 必需品とは、習慣的な職業を経験するために不可欠な健康や体力を保つために必要なものである。必要品とは、社会的地位を維持するために必要なものである。そして、奢侈品とは、必需品および必要品以外のものである。

<sup>35</sup> このような考え方は、マルサスの影響が大きかったと思われる。マルサスは、人口抑制原因の一つに予防的抑制を挙げていた。この予防的抑制とは乱交及び結婚の抑制である(Malthus 1798, 23-28/訳 56-66)。そして、シーニアは乱交が人口抑制に与える影響は小さいとし、結婚の抑制が重要であると考えていた。

れ、人口の増加につながると考えられていたからである<sup>36</sup>。

また、『賃金率に関する三講義』(*Three Lectures on the Rate of Wages, 1831*)においても、シーニアは、人口抑制について主張している<sup>37</sup>。シーニアにとって、賃金に関する基本命題は、「賃金率は、維持されるべき労働者の数と比較して、労働者を維持するための基金の大きさに依存する」(Senior 1831, iii-iv)である。すなわち、賃金率と労働者の状態を改善するには、労働者を維持する基金を増やすか、労働者の数を減らすかの、どちらか一方をしなければならないのである。労働者を維持するための基金を増大させる主な手段として、労働の生産性を高めるという方法がある。この手段を実現するためには、第一に、規制や保護を廃止し、全ての人間がもっとも有益であると考える方法で活動できるようにする。そして、第二に、南部諸州では、不幸なシステム(賃金補助制度による低賃金)により、雇用者と労働者の間の関係が攪乱されているため、仕事のやる気をなくしてしまう方法を解消していかなければならないのである(Senior 1831, iv-v)。また、労働者の増加を抑制する方法として、シーニアは、労働者の道徳性と知性を高めることで、抑制することができると考えていた(Senior 1831, v)。当時、貧民の増大が問題となっていたが、このときシーニアは、ジェームズ・ミルの『英国領インド史』(*History of British India, 1817*)を引用しながら、人々が貧困になるのは、「文明社会の中でもっとも貧しい人々が、もっとも節度の無い行いをした結果である」(Senior 1827, 15)とし、道徳心の欠如が貧困につながることを示唆していた。このときのシーニアの考える道徳心とは、主に、勤勉・先見の明・慈愛心のことであった。しかし、これら道徳心は、賃金補助手当により破壊されてきた。そのため、政府が政策を行う際、この勤勉・先見の明・慈愛心を阻害しないようにすべきであると、シーニアは考えていた(Senior 1832, 10-12)。

以上より、シーニアは、委員に任命される以前から、貧民増大の原因を考えており、貧民、とりわけ労働者の道徳心の向上が、その解決手段であると考えていたことがわかる。

## 第5節 奴隷と自由労働者

---

<sup>36</sup> 賃金補助制度は、独身労働者よりも既婚労働者の方が扶養する家族分多く補助がもらえたため、より多くの補助をもらうために、結婚し、子供を増やすというように人口増加につながる動機を与えるものと考えられていた(Senior 1831, vi)。

<sup>37</sup> 『賃金に関する三講義』は、その副題として、「現在の騒動の原因と対策」(*causes and remedies of the present disturbance*)とし、この騒動の原因に救貧法の濫用を挙げている。

『賃金率に関する三講義』では、賃金基金説の説明だけでなく、当時の雇用者と労働者の関係についても説明をしていた。『賃金率に関する三講義』では、現在目の当たりにしている労働者の苦境の主な原因として、特に、南部イングランドで広くみられる、救貧法による雇用者と労働者間の惨事が挙げられている。その理由を説明するために、シーニアは、奴隷と自由労働者の比較を行っている (Senior 1831, v-vi)。そこで、シーニアは、救貧法によって自由労働者が奴隷のようになってしまっていることを述べる。シーニアによれば、奴隷とは以下のような状態の人のことである。

奴隷は、自身の所有者、仕事、あるいは居住を選択することができないし、奴隷のすべてのサービスは別の人によって所有されるものである。また、このサービスの価値がどんなに高くても、奴隷に追加的な報酬の要求は与えられない。一方、奴隷に与えられるのは自分自身と家族に対して衣類、宿、食糧、医療手当といった最低生活保障である。要するに、健康や体力を保つために必要なすべてのものが奴隷に提供されているのである。同様の目的で、公平無私に言えば、奴隷は主人の他の家畜と同じに養われているのである。奴隷は労働を強制されているが、生存を維持するための権利を持っているのである。過度な怠惰は奴隷に鞭打ちの刑を受けさせるかもしれない。また、過度に勤勉な奴隷も自身の状態を良くすることはできない。奴隷は自己抑制によって利益を得ることも、あるいは先見の明のなさによって傷つくことも同様にありえない。独身の奴隷は最低限の生活保障を受け取る。もし家族を持つならば、奴隷の生活費は自分の欲望に対する適正な割合だけ上昇する。ここには人口に対する慎重な抑制は存在しない。・・・慣習や法律によって導入されたさまざまな程度の緩和にもかかわらず、奴隷が存在するところはどこでも、これが事実上の奴隷たちの状態である。(Senior 1831, vi)

一方、自由労働者とは以下のような状態の人のことである。

自由労働者は、自身の活動と居住の主人である。自由労働者は、自分の労働が無益になるとき、仕事場を離れたり、あるいは仕事を変えたりすることを拒否するかもしれない。自由労働者は完全に労働を断るかもしれないので、彼らは自分のサービスに対して自分が適当であると考えた報酬を要求することができる。しかし、そのサービスを購入することを強制されている者がいないように、また、食糧や衣類、あるいはすべての生活必需品を自由労働

働者に与えるよう義務づけられている者もない。もし、自由労働者が生きようとするならば、職業に従事し、その場所に居住し、そして、自分のサービスの購買価値が上がるよう勤勉に努力することを強制される。また、自由労働者は自分のサービスを売りに出すことを強制される。それと同様の必要性により、資本家はこのサービスとの交換として、自由労働者に賃金を提供することを強制される。そして、その取引は、あらゆる他の自由取引と同様に、交換物の期待市場価値によって決められる。結婚は労働価値を増加させる傾向を持つものではないので、自由労働者の報酬を増加させる傾向を持たない。したがって、自由労働者は、独身の間にできた富の貯蓄が、家族の支出に満足できる資金を提供できるまで、結婚することを延期する。また、人口は、道徳あるいは肉体的な福祉に適う抑制によって、すなわち慎重な抑制によってのみ抑えられるのである。(Senior 1831、viii-ix)

奴隷は、生存を保障されているため、勤勉や節儉といった道徳心によって、自身の状態を改善する必要はない。一方、自由労働者は、自身の生存を保障されていないため、道徳心による自己努力を強制されているのである。しかし、南部イングランドで行われているように、救貧法は、賃金補助制度により労働者を生存が保障された自由労働者にしてしまった。すなわち、労働者は、強制からは自由であるが、奴隷と同様、生存を保障されているのである。そして、自由労働者は奴隷の地位に陥ってしまっており、この意味で、シーニアは旧救貧法、とりわけ、賃金補助制度を伴う救貧法を奴隷制であるとして批判していたのである。また、資本家と労働者の間の関係が自然な状態の下では、支払われるべき賃金の額となされるべき労働の量とが自由な交渉によって決められ、それに基づいて賃金が支払われていた。しかし、賃金補助制度により、労働者が、自身のサービスの価値ではなく、自身の必要にしたがって賃金を支払われると、彼は、自由労働者であることをやめるのである。労働者は、怠惰、先見の明のなさ、強欲、そして、浪費癖を身につけるが、奴隷の従順さは身につけないのである(Senior 1831, ix-x)。

奴隷と自由労働者に関する議論は、すでに、アダム・スミスの『国富論』の中でも展開されており、それ自体はシーニア独自のものではなかった<sup>38</sup>。シーニアの

---

<sup>38</sup> 同様の議論は、アダム・スミスの『国富論』第五版第三篇第二章でも述べられている。それによれば、奴隷とは、大土地所有者の下で土地を任意的に借りている者のことであつた。彼らは、財産を取得することができず、彼らが取得したものは何であれ、全て主人にとって取得されたのであり、主人は、自分の意のままに奴隷の財産を奴隷から取り上げることができたのである。奴隷は、財産を取得できないため、できるだけたくさん食べ、できるだけ少なく労働すること以外に、利害関心をもちえない。奴隷自身の生活資料を購買するのに足りるだけの量以上の仕事は、暴

独自性は、自らが定式化した経済学の基本命題 1 と賃金補助制度とを前提として、賃金補助制度の帰結を演繹してみせたことである。経済学の基本命題 1 は、「誰でも皆、できるだけ少ない犠牲で追加的富を得ようとする」というものであり、経済活動の場面での人間行為の特徴を述べている。人間がこのように振舞うならば、かつ、賃金補助制度の下で働かなくても賃金が補助されるならば、労働者たちはできるだけ少ない犠牲で、すなわち働かずに、追加的富を得ようとする。すなわち、賃金補助を得ようとするであろう。上述したように、奴隷は、自身の生存が保障されているがゆえに怠惰である。一方、自由労働者は、生存が保障されていないため、勤勉に働かなければならない。しかし、賃金補助制度のような、労働とその報酬が対応しない制度の下では、人間が自己の利益を合理的に追求する結果、怠惰になるのである。このように、シーニアは、奴隷と自由労働者の議論を賃金補助制度の下で発生した現象の分析に適用したのである。シーニアは、このような分析に基づいて、旧救貧法下の事実を解釈するとともに、新救貧法案を構想したのである。

## 第 6 節 1834 年報告書および新救貧法の成立

1832 年 2 月に救貧法調査委員会が設立された当時、救貧税の統計以外には、地方の教区での救貧法の実施状況に関する資料は、何ら整備されていなかった。そこで、委員会は、農村および都市の約 1500 の教区を対象として、アンケート調査を行うとともに、1832 年 8 月から 12 月にかけて、26 名の補佐委員をイングランドおよびウェールズの約 3000 の教区やタウンシップに派遣し、現地調査を行った。そして、彼らの現地調査報告をふまえて、シーニアを中心に総括報告がまとめられ、1834 年 2 月に、1834 年報告書が公表された。

1834 年報告書の前半部分（「分析」）の全体と後半部分（「対策」）の末尾を担当したのがシーニアであり、残りの後半部分の第一部と第二部（救貧法の行政・立法原則、行政機構）をチャドウィックが担当した。そして、トクヴィルに宛てた書簡の中で、シーニアが、「その四分の三は私が自分で書いたものであり、それ以外の部分にもすべて私が手を加えている」（Senior to Tocqueville, 18

---

力によってしか奴隷から搾り取ることができないのであって、奴隷自身の利害関心によってではないのである。一方、自由労働者の例として、フランスで行われている分益借地農の名で知られる一種の農業家が挙げられている。彼らと奴隷との違いは、借地人は、自由労働者であるから、財産を取得することができるし、また土地の生産物のある割合をもらうことができるので、自分の分け前をできるだけ大きくするためには、生産物全体をできるだけ大きくする必要があった。これに対して、自分の生活資料以外には何一つ取得できない奴隷は、土地がその生活資料以上に生産するものをできるだけ少なくすることによって、自分の安楽をはかろうとするのである（Smith 1904, 493-495/訳 197-202）。

March 1835; Webb 1929, 56)と主張しているように、この報告書は、最終的にシーニアの見解に従って作成されたものであった<sup>39</sup>。

この報告書の前半部分では、救貧法の歴史を踏まえて、既存の救貧法がどのように濫用(maladministration)されているのか、また、その原因はなにかについて、テーマごとに詳細な分析を行っている。特に、そこでは、「乱用(abuse)の大いなる源は、労働能力者(able-bodied)に対してワークハウス外救済を与えることである」(1834report, 82)とあるように、農業資本家たちが、ワークハウス外救済として、賃金補助制度、ラウンズマン制度などを利用して、労賃コストの節約・転嫁をはかっている事情が述べられていた<sup>40</sup>。シーニアは、『賃金率に関する三講義』の中で「奴隷と自由労働者」に関して論じていたが、この報告書においても同様に、賃金補助制度により労働者は奴隷になり下がり、雇用主はこの制度を悪用することにより、労働市場の作用がゆがめられていると主張している。そこでは、まず「奴隷と自由労働者」の理論について説明し、その後で、この理論に照らし合わせて調査報告を行っていた(1834report, 132-138)。

また、報告書では、救貧を施す人々についても述べている。救貧は、主に、貧民監督官、教区委員会、治安判事によって行われていた。貧民監督官の役割は、貧民に対して救済を認可し、貧民の救済に当てる基金を集め、それを貧民に分配することであった。彼らは、1年任期の無給の素人であり、そのような行政担当者に対して、職務への熟練や知識、熱意を期待するのは無理である。彼らは、農業家、町の商店主や製造業者の中から選ばれていたため、職権濫用の利害を持つ者であった<sup>41</sup>。また、教区会は、救貧税納税者である土地・家屋の占有者たち、すなわち、貧民監督官と同一階層の人々によって構成されていた。そして、彼らは貧民監督官と同様に、救貧行政当局として不適格かつ無責任であると述べている。さらに治安判事については、彼らは貧民の生活とはかけ離れた地位にいるため、そのような者に救済命令権を与えるのは不適切であると批判している(1834report, 180-241)。そして、前半部の残りの部分では、定住権に対する

<sup>39</sup> Webb(1929, 56)によれば、委員は9名いたが、1834年報告書は唯一(only)2名によって書かれたとしている。そして、チャドウィックの貢献は認めているものの、「しかしチャドウィックは優れた(impressive)著者ではなく、ナッソー・シーニア自身が執筆した、あるいは、巻の全体を実質的に書き直した」と述べており、1834年報告書におけるシーニアの影響力を示している。また「対策」を主に執筆したのはチャドウィックであった。しかし、当時、チャドウィックは、一行政官にすぎず、役職の違い等を考えると、もしシーニアの意に反する内容が書かれているのであれば、それは採用されないと思われる。このことから、報告内容は、シーニアの同意なくしては成り立たないものであると思われる。

<sup>40</sup> ラウンズマン制度とは、失業している農民を、毎月あるいは毎週、定期的に競売に出し、教区内の農民に一定の低賃金で雇わせ、パンの価格や家族数に応じて賃金の不足分を教区基金から支払う制度のこと。

<sup>41</sup> 無給の貧民監督官が基金を管理することにより、横領や、貧民監督官の個人的な采配で正しく配分されないといった濫用があった(1834report, 181)。

批判や、非摘出子の扱いに対する批判が述べられていた。

一方、後半部分の「対策」については、「熟考された対策、ただし推薦ではない (legislative measures considered but not recommended)」というタイトルの下、「目的」に対する「手段」が提案されている。上述したように、シーニアが述べる経済学者の役割は、政治家の「目的」に対して「手段」を提案することであった。まず、これまでのエリザベス救貧法の規定の解釈変更が行われた。そこでは、労働能力者を、就労措置ではなく、救済の対象として公認したことを批判し、その後で、貧民の状態を、「困窮(indigence)」と「貧困(poverty)」とに分類し、救済対象者は困窮者のみとするべきであると主張している<sup>42</sup>。

具体的な対策として特に挙げられているのは、「劣等処遇の原則(the Principle of Less Eligibility)」と「処遇の一律性(the Principle of National Uniformity)」である。まず「劣等処遇の原則」であるが、これは、受救貧民の処遇は独立労働者の指定生活水準よりも低い水準で行うという原則である。具体的には、これまでのワークハウス外救済を禁止し、労働能力者ないしその家族に対する救済を「よく管理されたワークハウス」内のみに限定する、という措置をとるものであった(1834report, 338)。これにより、労働者の公的救済への依存を抑制することを提案した。一方、「処遇の一律性」であるが、これは、受救貧民の地理的移動や不満を防ぎ、中央集権的なシステムとして管理するために、これまでの地方当局の裁量権限を排して全国的な一律性を確保することが必要であるというものであった。そして、以上のような行政原則を実現するために必要な機関として、独立・常任の「中央統制委員会(Central Board of Control)」が提案された。これは、教区ごとにばらばらであった受救貧民の処遇の一律性を確保するために設置されたものであり、この中央統制委員会による救貧法行政の統一は、処遇の一律性と一体となるものであった。なぜなら、全国的に統一した原則がなければ、貧民の処遇は、地域によって異ならざるをえないからである。よって、救貧行政の合理化のためには、中央統制委員会による行政の全国的統一が、必要なのである(1834report, 415-471)。

新救貧法は、1834年8月、国王ウィリアム4世によって裁可され、正式に成立した。新救貧法の成立を受けて、全国の救貧行政を指揮・監督する中央の行政当局として救貧法委員会が新たに設置された。そして、この救貧法委員会の下に地方当局である保護委員会が設置され、それを指揮・監督する権限が救貧

---

<sup>42</sup> 困窮と貧困の定義としては、「困窮、すなわち労働することができず、あるいは労働の報酬として最低生活保障を得ることができない人の状態」とし、一方、「貧困、すなわち、ほんの少しの最低生活保障を得るために、労働に頼らなければならない人の状態」とであると述べている(1834report, 334)。

法委員会に与えられた。地方当局も、教区連合ごとに設置される保護委員会に再編成され、保護委員会によって貧民救済が行われるようになった。これにより、旧救貧法の下で、貧民救済に関して中心的な役割を担っていた治安判事や貧民監督官が保護委員会の外で救済することは、原則禁止となったのである。また、新救貧法以前に広く行われていた貨幣による貧民救済が制限され、労働能力ある成人男子に対する低賃金の補助としての救済は禁止された。さらに、ワークハウス内での貧民救済に関しては、貧民救済を受ける者には厳しい規律と労働が課せられ、最下層の独立労働者よりも劣悪に取り扱われるべきであるとされたのである。

このように、新救貧法は、劣等処遇の原則や処遇の一律性などを提案した1834年報告書に基づいて作成された法律であった<sup>43</sup>。

## 第7節 アートにおける推論過程

上記のように、1834年報告書では、前半部で分析を行い、後半部で主に対策を提言していた。シーニアにとって、経済学を事実の分析に応用する方法とは、事実を収集し、その収集した事実を経済学の理論に照らして解釈するというものであった。また、事実の分析を政策に生かす方法とは、与えられた目的に対する手段を提案することであった。

第1節で述べたように、シーニアは経済学を「理論(科学)」と「実践(アート)」に分類した。そして、1834年報告書のうち、経済学に関するものは「経済のアート」であると考えられることから、本節では、例として、分析部での「奴隷と自由労働者」および対策部での「劣等処遇の原則」を取り上げて、1834年報告書で行われているアートの推論過程を考察する<sup>44</sup>。

1834年8月に新救貧法が制定された際、シーニアは新救貧法の概要を発行

---

<sup>43</sup> シーニアは、1833年1月にブルーハム地方の大法官への書簡の中で、三人の中央監督官が200人の有給の監督官を任命・統括し、後者がそれぞれ平均して70の教区からなる地域を管轄するという救貧法改革案を持っていたが、この案は、委員会の他のメンバーから、費用がかかりすぎる等の理由で却下されてしまった(Levy 1970, 255-262)。さらに、ワークハウス建設に関しても、地方の同意がなくても、中央委員会の権限でワークハウスを建設することができるという案も却下されてしまった(Brundage 1988/訳 46)。新救貧法は、処遇の一律性として中央委員会の権力を以前よりも強くしたものであったが、シーニアは更なる中央集権化を目指していたのである。

<sup>44</sup> 上述したように、「劣等処遇の原則」はベンサマイトであるチャドウィックによって提言されたものであったが、シーニア自身も後の著作(Senior 1841a)において「劣等処遇の原則」に対して同意を述べており、シーニアも1834年報告書において、この対策に賛同していた。また、シーニア自身は、1834年報告書を「目的」、「手段」、「結論」に分けて考察を行っていないが、アートと理論の相互関係をより理解しやすくするために、ここでは、「目的」、「手段」、「結論」に分けて考察する。

した。そして、その概要の冒頭において新救貧法の目的として、「労働者階級の道徳性を引き上げること」(Senior 1834, 1)を挙げている。

そこで、1834 年報告書に即して、この目的に対するアートの推論過程を述べるならば、以下のように整理することができる。

道徳心を高めるべきである。(目的)

劣等処遇の原則を行うことは、道徳心を向上させる手段である。(手段)

ゆえに、劣等処遇の原則を行うべきである。(結論)

1834 年報告書の対策部は、前半の分析部で挙げられていた諸害悪(救貧法の濫用)を改善するためのものであるが、その中で最初にして最も重要な対策が「劣等処遇の原則」であった(1834report, 335-338)。シーニアは、1834 年報告書の分析部において、労働者について説明する際、「奴隷と自由労働者」の理論を用いて現状を分析したことから、この手段の根拠として、「奴隷と自由労働者」の理論が考えられる(1834report, 132-138)。そして、この劣等処遇の原則を行うことで達成される結果は、「(劣等処遇の原則の)結果は、委員会によって集められた証拠によって確認されるであろう」(1834report, 336)と述べられており、第 1 節で考察したように、アートの結論が科学の結論に基づいているのであれば、そのアートの結論は科学の結論と同等の確実性と普遍性を持つとシーニアは考えていた。

したがって、劣等処遇の原則を行うことで、新救貧法の目的である、労働者階級の道徳性を引き上げることができる。ではなぜ、劣等処遇の原則は道徳心の向上を促すのか。われわれは、次の二つの章でこの問題を考察することにする。

## 第 8 節 小括

本章は、救貧法改革案である 1834 年報告書を取り上げて、実際の政策において、理論の応用がどのように行われていたのかを明らかにしたものである。

シーニアの経済学方法論は、Hutchison(2000)が「ウルトラ演繹主義」と評するように、事実を収集して記述することではなく、少数の前提から演繹によって結論を導出することが重要であると主張するものであった。しかし、このように評される一方で、1834 年報告書を作成する際には、イギリス全土で調査を行うなど、シーニアの科学とアートにおける独自性が指摘されていた。そして、シーニアは、その調査を救貧法改革に生かす際に、「奴隷と自由労働者」の理論に照らし

て事実を解釈していた。

また、1834 年報告書は、科学とアートの関係という点においても、シーニアの方法論に即して作成されたものであった。シーニアは、経済学者の役割とは、政治家の「目的」に対して「手段」を提案することであると考えていた。救貧法改革においては、「道徳心を高める」という目的に対して「劣等処遇の原則を行うことは貧困者を減らす手段である」という提案を行った。シーニアは、この点においても、自身の経済学方法論に基づいて活動していたのである。

### 第 3 章 貧民のワークハウス収容に関するシーニアの見解について

イギリスでは 1948 年に国民扶助法が成立するまで、1601 年に制定されたエリザベス救貧法を基礎とする救貧法が貧困救済のための法律として長らく支持されてきた。救貧法は成立以降、誰を救済対象者とするか、また、彼らをどのように救済するかといった点で度々議論され、修正されてきた。このとき修正の対象として挙げられたもののの中に、ワークハウスがあった。これは、貧民を救済する条件として、ワークハウス収容を彼らに義務付けるか、または、ワークハウス外救済を認めるかなどについて、法律ごとに修正していったのである。例えば、1722 年のナッチブル法では、ワークハウス収容が義務付けられることになったが、この法律は人道主義に反するとして 1782 年のギルバート法では、ワークハウス外救済を認めるよう条件が緩和されるようになっていった。さらに、1795 年のスピーナムランド制度では、ワークハウス外の貧民に対して賃金補助手当を支給するようになり、ワークハウス外救済が普及していくことになる。しかし、このようなワークハウス外救済は、基準額に賃金が満たない場合、働かなくても賃金が支給されるため、労働者の働く動機を弱めるとして批判された。そこで、1834 年の新救貧法では、ワークハウス外救済を原則禁止し、救済の条件としてワークハウス収容を再度義務付けることになった。

ワークハウスの歴史や、ワークハウス内の実態については Higginbotham(2012)や矢野(2008)など、すでに多くの研究がある。しかし、これらの研究では、ワークハウスの変遷や救済対象者の変遷、旧救貧法から新救貧法への転換などに関して明らかにしているものの、実際の救貧法立案者であるシーニアがワークハウスをどのように捉えていたかについてはほとんど言及されていない。

そこで、本章では、シーニアのワークハウスに関する見解を考察する。そして、なぜシーニアは、新救貧法においてワークハウス収容を支持したのかを、これまでの救貧法に対するシーニアの評価を検討し、さらに、ワークハウス外救済支持者の提案に対するシーニアの反論を基に考察する。

#### 第 1 節 エリザベス救貧法の原則<sup>45</sup>

1601 年に制定されたエリザベス救貧法では、貧民を主に、①老人や不具者、盲人といった無能貧民(impotent poor)、②労働能力のある有能貧民(able-

---

<sup>45</sup> 第 1 章でも、エリザベス救貧法をはじめとする旧救貧法について説明したが、本章では、ワークハウスに関連するものとして旧救貧法を整理し直した。

bodied)、③両親が扶養しえない児童の 3 つに分類した。そして、①の無能貧民のみを救済対象とし、住居を提供した。そして、②には就労を斡旋し、就労しやすくするために亜麻や大麻、羊毛、糸、鉄などの原材料が提供された。③は徒弟に出すことができた。また、②は自宅もしくは定められた作業場所(workshop area)で労働するように強制されていたが、これを拒否する者、すなわち、働く意欲のない貧民は、浮浪者や治安を乱す人物であると見なされ、監獄の前身となる懲治監(House of Correction)に収容し、むち打ちといった懲罰や強制労働を課すように定められた。

エリザベス救貧法は、労働意欲のない貧民に対しては抑圧的であるが、それ以外の貧民に対しては、救貧抑圧を目的としたものではなく、人道主義の点から発展した政策であった。そのため、その法律の性格上、受救貧民に対する冷酷さはなかった。

## 第 2 節 ワークハウス収容の変遷

Higginbotham(2012, 296-297)によれば、17 世紀には、多くの町で作業場(workshop)が設立されてきたが、大部分は非居住型であり、それらは貧民及び児童のための職業訓練の場所として提供されていた<sup>46</sup>。エリザベス救貧法では、救済措置あるいは就労措置の対象が不分明であったため、これを明確に定める必要があった。そこで、1662 年に定住権法が制定されたが、この法により、当該教区に「定住権(settlement)」を持つ者のみを救済することが定められた。これまでは、教区間の移動が自由であったため、賃金などの条件の良い教区には他教区からの貧民の流入があった。そのため、教区によっては、救貧財政が逼迫する可能性があった。しかし、定住権法によって貧民の移動が制限されたため、各教区は浮浪者や、労働意欲のない貧民を管理するための施設としてのワークハウスの設立が必要となっていたのである。

また、このころは貧民をいかに最適に雇用するかが課題としてあった。1670 年代頃には、貧民の労働が国富につながるの考えの下、東インド会社総裁のジョサイア・チャイルド(Josiah Child, 1630-1699)が貧民雇用のために、ロンドンで「貧民の父(the father of the poor)」という法人を設立した<sup>47</sup>。さら

---

<sup>46</sup> 「ワークハウス(workhouse)」という用語が文献に現れ始めたのは 1620 年代頃とされている(Higginbotham 2012, 297)。ワークハウスとは、働くことができない貧民を収容する施設であり、大抵、管理官(master や matron)がおり、規則正しい食事が提供され、また、収容者はいくつかの規則に従わなければならなかった(Report of Poor Law Inquiry Commissioners, Appendix A, Villiers' Report, 1; Webb 1927, 215 所収)。

<sup>47</sup> チャイルドの「貧民の父」に関しては、小山(1978, 46-47)を参照されたい。

に、1676年に、博愛主義者であるトマス・ファーマン(Thomas Firmin, 1632-97)がスミスフィールド近くのリトル・ブリテンに設立したワークハウスでは、1700人以上の紡績業に関わる職人が雇用されていた。この当時のワークハウスは依然として、貧民の収容を目的としたものではなく、職業斡旋機関としての役割を果たしていた。そして、職業を斡旋することにより、ワークハウスは次第に経済的利益を生み出す場へと認識が変化していったのである。1696年には地方特別法としてブリストル救貧法が成立した<sup>48</sup>。これにより、ブリストルでは、貧民の雇用と扶養のためのワークハウスが設立された。このワークハウスは、老人のための宿泊施設や児童のためのトレーニング施設として機能しており、児童を紡績業といった製造業に働かせに行くことが可能であった。しかし、ブリストルのワークハウスは主に、貧民の救済を目的として設立されたものであったため、ワークハウス外救済と比べ、費用が高かついた。そこで、救貧支出を抑えるためにも、救済抑制を目的としたワークハウス運営が必要となった。

このような時代背景の下で誕生したのがナッチブル法である。1722年に成立したナッチブル法は、これまでの人道主義的な貧民救済とは異なり、救済抑制を主とした法律である。この法では、救済の可否を判断する治安判事や貧民監督官が、ワークハウス外救済に値しないとみなした貧民に対して、ワークハウス収容を救済の条件として課したのである<sup>49</sup>。そして、この法律は、生活規則や労働条件を厳格にし、ワークハウスへ収容されることにより自由が喪失されるという恐怖によって、救貧が抑制されることを意図していた。さらに、ワークハウスでの請負制度を認めていたため、より冷酷な労働の搾取がそこでは行われていたことも、有能貧民が申請を控える要因となっていた。ナッチブル法は、あまりにも非人道的であったため、貧民からは「恐怖の家」として恐れられていた。そして、社会的にも批判の対象となり、次第に条件が緩和され、ワークハウス外救済拡大へと向かうようになっていったのである。

### 第3節 ワークハウス外救済の拡大

ナッチブル法による非人道主義的な救貧抑制を原則とするワークハウスおよびその請負制度の弊害を批判し、貧民の人道主義的な処遇を目指すものとして、1782年にギルバート法が成立した。ギルバート法では、ワークハウスは無能貧民を保護する施設であるとされ、ワークハウス内での請負制度が禁止されたこと

---

<sup>48</sup> ブリストル救貧法に関しては、Fissell(1991)、井上(2006)を参照されたい。

<sup>49</sup> また、ワークハウス収容を拒否する貧民は、救済登録簿から氏名を削除され、教区委員ならびに貧民監督官から救済を受ける資格を失うと定められた(小山 1978, 57)。

によって、勤勉な有能貧民に対しては、教区内での就労の斡旋や、賃金補助が認められた。これにより、ワークハウス外救済が拡大していった。そして、1795年に成立したスピーナムランド制度で実施された賃金補助制度によって、ワークハウス外救済の弊害が明らかとなるのである。

スピーナムランド制度は、パン価格高騰への対策として始まった。その特徴は、パンの価格と受救者の家族数によって、その世帯の最低限必要な生活費を算定し、実際の所得がこの額に達しない場合には不足分を公的救済によって補助しようとするものであった。この法律は、同年に制定されたウィリアム・ヤング法によって法的承認がなされた。さらに、ウィリアム・ヤング法では、ナッチブル法で述べられていたワークハウスに関する条項を廃止している(大沢 1986, 38)。すなわち、ワークハウス内で勤勉な有能貧民を救済することは、彼らに有害な救済諸条件が課され、不都合かつ抑圧的であることから、彼らのワークハウス内救済を否定し、ワークハウス外救済を奨励する性格のものであった。そして、これらの法律は、ワークハウス外救済が正当化されることにより、低賃金の合理化と労働者の労働意欲の低下をもたらし、イギリスの農村を荒廃させ、人口過剰に導いたとして批判されることになる。

#### 第4節 旧救貧法下での貧民救済に対するシーニアの評価

シーニアは、救貧法を評価する基準として、奴隷と自由労働者の例を用いていた<sup>50</sup>。シーニアによれば、奴隷は、自身の労働に対する報酬を得ることはできないが、代わりに主人によって健康や体力を保つために必要な衣食住や医療手当を保障されている。そして、彼らは生存を保障されているため、勤勉や先見の明といった道徳心によって自身の状態を改善する必要がない。また、もしその奴隷に家族がいる場合、奴隷の維持費は家族数に比例して増大するのである。このような状態にある人々をシーニアは奴隷としている(Senior 1831, vi)。一方、自由労働者とは、自身の生存が保障されていないため、自身の労働を売ることにより報酬を得なければならず、道徳心による自己努力を強制されている人々のことである(Senior 1831, viii-ix)。以下では、シーニアの各救貧法に対する評価について検討する。

シーニアは、エリザベス救貧法を、救済対象者を無能貧民に限定し、有能貧民を対象外にしていたとして、高く評価している(Senior 1841a, 7)。すなわち、エリザベス救貧法では、勤勉な有能貧民を救済対象とすることなく、無能貧民の

---

<sup>50</sup> 奴隷と自由労働者に関しては、第2章第5節を参照されたい。

みを救済対象者とすることにより、自由労働者を奴隷の地位にまで引き落とすことはなかったのである<sup>51</sup>。

シーニアは、自由労働者である有能貧民を奴隷の地位に引き落とす救貧政策として、ワークハウス外救済に反対した。さらに、スピーナムランド制度に代表される賃金補助制度は、ワークハウス外の有能貧民に賃金を補助することにより、彼らの働く意欲を喪失させるなど、自由労働者を奴隷の地位に陥らせる。しかし、奴隷は労働を強制されているのに対して、自由労働者は労働が強制されていないため、これらの制度は、彼らを生存の保障された自由労働者にしてしまった(Senior 1831, ix)。また、ウィリアム・ヤング法に対しても、エリザベス救貧法では救済対象外であった有能貧民に対して救済を認めたという点で、批判を加えている(Senior 1841b, 15)。

一方、シーニアは、ワークハウス内救済には賛成していた。例えば、ナッチブル法については、救貧税を抑制するなど一時的に成功したことを認め、本当に成功した唯一の救貧法であると高く評価している(Senior 1841b, 12)<sup>52</sup>。ナッチブル法は、ワークハウス内の貧民の処遇を無慈悲なものにすることにより、勤勉な有能貧民が救済を望まないような動機を与えるものであった。すなわち、ナッチブル法とは、自由労働者が奴隷の地位に陥らないように防止する法律であった。この点を捉えて、本当に成功したと評価したのである。

一方、ギルバート法やスピーナムランド制度により、ワークハウス外救済が普及することで、勤勉な貧民である自由労働者が、墮落した奴隷の地位に陥ったことをシーニアは批判した。よって、スピーナムランド制度により墮落してしまった自由労働者を勤勉な自由労働者にすべく、ナッチブル法のような救済抑制を目的とする救貧法を、シーニアは望んでいたのである。

## 第 5 節 新救貧法反対運動に対するシーニアの批判

1834 年に制定された新救貧法には、「劣等処遇の原則」はもちろんのこと、勤勉な有能貧民であれば救済を避けるような、様々な工夫が凝らされていた。例えば、ワークハウスの管理官やスタッフが受救者を効率よく管理するために、受救者を年齢、性別、健康状態ごとに 7 つに分類する。もし、夫が妻と子供と入所した場合、この家族は分離されて収容されることになるのである。さらに、自活可

<sup>51</sup> この場合の救済とは、労働を課されることなく救済されることを意味し、有能貧民に対する就労の斡旋は、救済とは性質を異にするものである。

<sup>52</sup> シーニアは、1673 年から 1785 年までの救貧支出を表すことにより、1698 年よりもナッチブル法が施行されてから 28 年経った 1750 年の方が、救貧支出が低下したことを示しており、ナッチブル法が救貧支出の低下につながったことを示した(Senior 1841b, 13)。

能な労働者にとっては耐えがたいであろう生活や食事に関する規律が設けられ、それらに違反した者には処罰が下された<sup>53</sup>。また、ワークハウス入所者は困窮者のみであることが定められていた。そして、この困窮を証明する方法は、「自動的テスト」となっており、単に申請者の自己申告のみだった<sup>54</sup>。これは、従来の救貧法であれば、貧民監督官自らがワークハウス収容希望者の困窮状態を見極めなければならなかったが、本当にその申請者が困窮状態であるかどうか判断が難しい場合（申請者が嘘をついている場合など）があった。そこで、新救貧法では、そのようなことがないよう、ワークハウス収容を魅力的な救済手段とみなされないようにする必要があったのである<sup>55</sup>。

この新救貧法が制定されて以降、新救貧法に対する反対運動が、イングランド南部や北部において展開された<sup>56</sup>。この反対運動を指導した人々の中には地主層がいた。イングランド（特に南部）の地主層の特徴として、家父長主義的性格がある。これは貧民の救済に対しても積極的に介入し、より人道的な立場から彼らを救済することを望むものである。さらに、彼らは政治的にも保守主義的性格の強いトーリー党を支持していた。このような人たちにとって、新救貧法は非人道的かつ地方自治を崩壊させるものであり、反対すべき政策だったのである。

また、新救貧法反対運動が拡大した背景には、新聞や小説、パンフレットといったメディアの力も大きかった。当時のワークハウスは、「救貧法バスティーユ」として、市民たちから恐れられていた。例えば、タイムズ紙では、1837年から1842年の間に、新救貧法により苦しめられた人々の記事を290も掲載している（Higginbotham 2012, 196）<sup>57</sup>。さらに、チャールズ・ディケンズの『オリバー・ツイスト』では、ワークハウス内の生活が冷酷に描かれていた。これらメディアを通して、新救貧法は非人道的であり、冷酷な救貧政策であるというイメージが形成されていった。

しかし、シーニアは、大多数の人々は新救貧法に好意的であるのに対し、少数（新聞やトーリー党支持者）の人々が騒々しくそれに反対していると述べ、新

---

<sup>53</sup> 新救貧法におけるワークハウスの運営方法については、大沢（1986, 117-121）を参照されたい。また、ワークハウスでは、収容者の性別・年齢別の分類と分離収容が徹底されていたが、この背景には、救貧に対する依存癖や怠惰・浪費といった悪徳は、家族や生活環境を通じて感染するという発想が存在していた（小島 2000, 5）。

<sup>54</sup> 自動的テストは、新救貧法の中でもシーニアが最も重視したものであった（Brundage 1988/訳 44）。

<sup>55</sup> ワークハウス・テストである「自動的テスト」により、困窮者をふるい分ける方法および、その効果については Timothy 他（2001）を参照されたい。

<sup>56</sup> 新救貧法反対運動の詳細については、Knott（1986）を参照されたい。

<sup>57</sup> また、新救貧法に関するスキャンダルの例および、新救貧法反対のイメージ形成については小島（2000）を参照されたい。

救貧法に反対しているメディアを批判している<sup>58</sup>。

シーニアは、新救貧法の案を作成する際に、ナッチブル法と同様、自由労働者を奴隷の地位に陥らせないような政策を目指していた。そのためには、劣等処遇の原則や、ワークハウス内での家族の分離収容など、非人道的とみられてもおかしくないような原則や規則を設ける必要があったのである。

すなわち、新救貧法に反対する人々の多くは、人道主義の点から反対したが、シーニアは、まさにこの人道主義的性格を新救貧法では除去しようと努めていた人物であった。シーニアは、人道主義的性格を排除することによって、救貧抑制が達成できると考えていたのである。

## 第 6 節 シーニアのワークハウス擁護論

新救貧法では、受救者が救済を受ける条件として、劣等処遇の原則の下、よく管理されたワークハウス内での救済が義務づけられた。しかし、このワークハウス収容に対しては、ワークハウス外救済支持者たちから非人道的であるとの理由で反対されていた。彼らは、ワークハウス内での救済ではなく、新たなワークハウス外救済として、貧民の教区雇用を提案した<sup>59</sup>。これは、従来、救貧税を徴収していた徴税官(*collector of poor rates*)などに対して、救貧税を徴収する代わりに、彼らに鉄や亜麻、糸といった原材料を与え、彼らが有能貧民を雇用し、何らかの商品を製造させるというものである。そして、作られた商品を売ることによって得られる利益を、徴税官が受け取ることができるようにするといった案である。こうすることにより、救貧税納付者の負担も減り、有能貧民も、ワークハウスに収容されるよりは、よりよい処遇の下で生活することができるという人道主義の観点に基づくものであった。さらに、ワークハウス外救済には、①教区雇用が利益を生み出し、②ワークハウス内救済よりも、受救者を彼らの自宅で管理する方が費用を抑えることができるという利点があるとされた(*Senior 1841a, 100-102*)。このような案に対して、シーニアは反対の意見を述べ、ワークハウス内救済を擁護するのである。

まず、シーニアは①の教区雇用が利益を生むという点を否定する。

教区雇用は製造業及び農業の分野で行われ続けている。そして、いず

---

<sup>58</sup> *Journals, Conversations, and Essays relating to Ireland (1843-1862)*. 2 volumes. Edited by M. C. M. Simpson. London: Longman & Co., 1868; Levy, 1928, volume 2, 327 所収。

<sup>59</sup> シーニアがワークハウス外救済支持者として挙げているのが、Darby 氏という人物であり、教区雇用の提案も彼が行っている。

れの場合においても、生産物は資本と管理の支出に等しいものではない。  
(Senior 1841a, 102)

例えば、教区農場の場合、農産物を販売して得た利益で、地代や十分の一税、管理費、種代といった費用を支払うことができるとは思えないとし、教区農場は採算が合わないと述べている(Senior 1841a, 102-103)。さらに、製造業に関しては、製造業は高価な原材料や機械を必要とし、また、それを監督する立場にある人は、売買などの業務に精通し、さらに、原材料の横領や浪費などを防ぐといったことなどにも常に警戒していなければならない。このようなことができる人物は、非常に稀な存在のため、彼らの賃金は非常に高い。そのため、このような人物は、大抵有給だとしても教区委員になったりすることはないし、これまでも、そのような人物が教区委員になったためしがなかった。したがって、どの教区でも、教区で製造業を行う場合、それを監督する教区委員による公金費消や怠慢、無能といった人為的な問題により、失敗してきたのであった(Senior 1841a, 103)。

次に、②のワークハウス外救済の方がワークハウス内救済よりも費用がかからないという主張も、シーニアは否定している。シーニアは、ワークハウス内救済もワークハウス外救済も共に利益を生み出すことはないが、ワークハウス内救済の方が、ワークハウス外救済よりも支出が少なく、救貧支出を節約できると考えていた<sup>60</sup>。仮に、ワークハウス内・外の受救者数を一定とするならば、生活必需品をワークハウス外の受救者に提供する方が、ワークハウス内の受救者にそれらを提供するよりも、割高になるとシーニアは考えていた。シーニアはこの理由として、卸売価格と小売価格による違いを述べている。それによれば、食糧・衣料・薪炭・住居といった生活必需品に関するものは、これらを提供される人の数が増加するのに比例して、一人当たりの価格が割安になる。すなわち、これらは、200 人よりも 500 人、500 人よりも 800 人といったように、より多くの人にまとめて提供される方がより経済的である。これらは、ワークハウス外救済が小売価格で提供されるのに対して、ワークハウス内救済が卸売価格で提供されることから生じる節約である。また、さらなる節約として、卸売市場価格での契約と個別での契約価格の違いから生じる節約について説明している。生活必需品の中でも食糧と燃料は貧民にとって主要な支出である。そして、これらは家族のような小さな集団に対して個別に提供されるよりも、ワークハウスのような大きな集団に提供されることにより、より効率的に消費される。例えば、50 世帯と個別に契約した場合の燃

---

<sup>60</sup> シーニアは救貧支出の内訳を大まかに、受救貧民の管理費および、製造業または農場による損失の合計額として計算している。

料費と、200 人を同一の建物内で温めるのに必要な燃料費を比較した場合、後者の方が前者の十分の一の費用で温めることができるのである。ワークハウス外救済の場合、受救者は、一般的に現金を支給されるが、それにより、彼らは通常最も高い価格（小売価格）で生活必需品を最小限しか購入することができない。一方、ワークハウス内で救済されている受救者の生計に関するものは、最も有利な条件（卸売価格）で購入され、それらは最も効率的な方法で彼らに適用されるのである（Senior 1841a, 103-104）。このように、シーニアは、ワークハウス内救済とワークハウス外救済を比較した場合、ワークハウス内救済の方が経済的であり、かつ生活の質も高いと考えていた。

したがって、たとえもし同じお金が、（ワークハウス内及びワークハウス外救済の）それぞれの生存に支払われたのならば、ワークハウス外受救者の維持は、ワークハウス内受救者の維持と比べ、量あるいは質、またはその両方において劣っているに違いないということは明らかである。（Senior 1841a, 104）

また、シーニアは、ワークハウス内受救者には、健康や体力を保つのに最低限必要な救済が保障されていると考えていた。このままであれば、ワークハウス内救済は受救者にとって魅力的であるように思われるが、ワークハウス内救済を避けるようにする動機、すなわち、劣等処遇の原則の適用により、救済抑制が達成されるのである。

ワークハウスでは、健康や体力を最低限維持するものが提供されている。しかし、それと同時に、救済を受けるのであれば、さまざまな規則に従わないといけない。ワークハウスに収容される怠惰な貧民は通常、このような規則に従うことを嫌う人々である。これにより、ワークハウスは救済を望む人々の重荷から教区を保護するのである。さらに、仮にそのような人たちが収容されたとしても、彼らは、ワークハウスから逃れるために勤勉に務めるようになると、シーニアは考えていた（Senior 1841a, 105）。

また、シーニアは仮に教区雇用ワークハウス同様、劣等処遇の原則を適用したとしても、それらは失敗するであろうと述べている。教区雇用劣等処遇の原則を適用するときに、次の 3 つの条件を課したと仮定する。すなわち、（1）より厳しく労働させ、（2）より低い賃金を支払い、（3）彼らの社会的状態を下げるように実行したとする。（1）に関して、シーニアは石割仕事を例として説明している。当時、石割仕事は非常に厳しい肉体労働であり、ワークハウス内でもかなりきつい労働であったことから、自身の困窮を証明するのに最適なテストであると考えら

れていた。しかし、もしこの仕事が時間決めではなく、日決めでなされるならば、その仕事は普通の仕事になってしまうとする。なぜなら、日決めの場合、受救貧民は庭に居続けるかもしれないが、彼は仕事もせず、庭で一日中のんびりと過ごすかもしれないからである。そこで、これを避けるために、時間決めにし、ノルマを設定したとする。しかし、この場合のノルマは、最も体力のない受救者に合わせられるため、大多数の受救者に対しては、厳しくない労働になってしまうのである。

次に、(2)に関しては、独身労働者と結婚し家族のいる労働者を例に挙げ、否定している。ワークハウス外救済を実施する際、賃金は労働者のサービスに対して支払われるのではなく、労働者の望む量に対して、すなわち、妻や子どもの人数分に対して補助金が支払われる。例えば、妻と8人の子どものいる男性は、教区から週の労働への報酬として20シリングの賃金を受け取るが、同様の仕事の場合、独身の男性であれば3シリングを受け取る。一方は同様の仕事をしても、もう一方の7倍の賃金格差が生じるため、より少ない賃金を支払うことはできないのである。

さらに、(3)に関しては、ワークハウス内救済の場合、ワークハウスに収容することにより、貧民のレッテルを張り、彼らの品位を下げるができるが、ワークハウス外救済では、それができない。そのため、受救者の品位を下げるができないのである(Senior 1841a, 106-108)。

シーニアはこのように、劣等処遇の原則を肯定した。そして、シーニアは、教区雇用の支持者に対して、教区雇用が貧困を生み出しているということを認めなければならないと警告している。

教区雇用は人を傷つける(mischievous)ものであり、それは、受救者の数を増やすだけでなく、彼らの悲惨と墮落を増大させる<sup>61</sup>。(Senior 1841a, 109-110)

シーニアは、ワークハウスが有能貧民の勤勉性や道徳に対して悪い施設であることを認めていた。しかし、ワークハウス内救済には、規則的なスケジュール、清潔さ、節酒、肉体的あるいは精神的興奮の欠如などのさまざまな制限があり、これをワークハウスの長所であるとみなしている。なぜなら、これら諸制限は、健康と体力を保つには良いが、独立生計を稼ぐことができる有能貧民であれば、そ

---

<sup>61</sup> 教区雇用の支持者は、彼らの善意から教区雇用を支持したと思われるが、意図せざる結果として教区雇用の害悪が発生したと思われる。この点をシーニアは、「教区雇用は人を傷つけるもの」と表現していると考えられる。

れら諸制限には耐えることができないようなものだからである。ワークハウスでは、飲酒や喫煙、性交といった悪い習慣は実行不可能であり、良い習慣のみが強制されているのである。また、児童に対しても、ワークハウス外受救者よりもワークハウス内学校において提供される教育を受けることは良いことであると考えていた (Senior 1841a, 112-113)<sup>62</sup>。

以上のように、シーニアは、ワークハウス内救済の方がワークハウス外救済よりも経済的であり、また、仮に教区雇用に対して劣等処遇の原則を適用したとしても、その効果がないとして批判したのである。

## 第 7 節 小括

シーニアが、旧救貧法を評価する際基準としていたのは、救済対象者である貧民をどのように扱うかであった。シーニアは、無能貧民の救済は肯定していたが、有能貧民への救済には否定的であった。なぜなら、自由労働者である有能貧民を救済することは、彼らに被救済権を与えることで、奴隷と同様の地位に陥らせてしまうからである。そして、この点から、エリザベス救貧法やナッチブル法を肯定し、ギルバート法やスピーナムランド制度を否定したのである。さらに、ナッチブル法はワークハウス内救済を実施していたが、このワークハウス内では、貧民の処遇を無慈悲なものにすることで、勤勉な有能貧民が奴隷の地位に陥らないようにされており、シーニアはこれを高く評価した。

またシーニアは、ワークハウス外救済の支持者に対しては、ワークハウス内救済の方が、ワークハウス外救済よりも経済的に優れており、かつ、劣等処遇の原則の適用は、ワークハウス内救済でしか実現できないとして、受救者のワークハウス収容を擁護したのであった。

---

<sup>62</sup> シーニアの教育思想については、第 5 章を参照されたい。

## 第4章 劣等処遇の原則と労働市場創出に関するシーニアの見解

シーニアは、受救貧民の救済手段としてワークハウス収容を支持していた。それは、経済的に安上がりなだけでなく、ワークハウス外救済では、新救貧法の特徴の一つである、劣等処遇の原則の効果がなくなるためであった。さらに、ナッチブル法にならい、ワークハウス内救済がワークハウス外の生活よりも魅力的なものにならないよう、その処遇を受救者にとって厳しくするものであった。このようなワークハウス収容の状態に関して、エンゲルスは以下のようにワークハウス収容を批判している。

金銭あるいは食料による救済はすべて廃止された。みとめられた唯一の救済は、いたるところに急遽つくられた救貧院(workhouse)への収容であった。しかしこのような救貧院、あるいは人民のいわゆる救貧法バスターユ(poor-law-bastilles)施設は、この種の公共の慈善がなくてもまだなんとかやっていける見込みのあるすべての者を、震えあがらせずにはおかないたぐいのものである。・・・食事は極貧の就業労働者のそれよりもひどく、それでいて仕事はよりきつい。そうでなければ、彼らは見るもあわれな外での生活よりも、救貧院に在ることを好むであろう。肉、ことに新鮮な肉はめったに出されない。たいていはジャガイモと、できるだけ質の悪いパン、それとオートミールである。ビールはほとんど、またはまったくあたえられない。監獄の食事ですら全般的にこれよりましである。そのために、救貧院に在る者はわざとなにか罪を犯して監獄に入る。救貧院とて監獄なのである。(Engels 1845, 287-288/訳 232-233)

このようにワークハウスは、多くの貧民にとって監獄よりも恐怖の対象であった。では、なぜシーニアは劣等処遇の原則のような、労働者階級に対して冷酷な原則を支持したのであるだろうか。シーニアは、劣等処遇の原則の適用によって、怠惰な貧民が勤勉になり、自ら労働市場へ働きにでると考えていた(Senior 1841a, 105)。また、先行研究においても、この「新救貧法は、受救貧民の被救済権を制限することで、競争的労働市場の創出に貢献したものであった」(Schumpeter 1954, 401-402/訳 45-47)と評価されている。しかし、Bowley(1937)やHunt(1979)のように、シーニアの救貧法改革についての先行研究はあるものの、劣等処遇の原則の適用により、なぜ怠惰な貧民が勤勉になり、自ら労働市場へと働きにでるのかについては明らかにされていない。また、Polanyi(1944, 82/訳 137)は、貧民への「被救済権」が労働市場の確立を妨げるのに効果的で

あったとし、この「被救済権」を廃止したものが新救貧法であったとしている。しかし、後述するように、シーニアは、「被救済権」を完全に廃止したわけではなかった。シーニアは、Schumpeter(1954)が述べたように、被救済権を制限することで、競争的労働市場の創出を目指した。

そこで、本章では、シーニアの考える政府の役割および人間の性格に焦点を当て、政府の介入の下、劣等処遇の原則の適用により、怠惰な貧民が勤勉になり、労働市場へ働きにでるメカニズムを明らかにする<sup>63</sup>。

## 第1節 貧困の原因

シーニアは 1834 年に新救貧法が制定された後、『救貧法改正の概要』(*Outline of the Poor Law Amendment Act, 1834*)を出版した。その中で、新救貧法の目的を次のように述べている。

救貧法改正法の目的は、・・・労働者階級のための法律の誤った運営が労働者たちに押し付けた怠惰(idleness)、不慎慮(improvidence)、墮落(degradation)から、労働者階級、すなわち地域社会の大部分を道徳的に引き上げることである<sup>64</sup>。(Senior 1834, 1)

シーニアは、当初、貧困の原因は単に労働者の道徳性が欠けているからだと考えていた。しかし、1830 年にイングランド南部および東部で農民暴動が発生した。それを受けシーニアは考えを変えたとしている(Hunt 1979, 123)。この暴動が発生した地域が賃金補助手当のような救貧法システムが発達した地域であったため、シーニアは貧困の原因に救貧法があると考えようになった。よって、救貧法を改善することで労働者階級の道徳性を改善し、貧困を解決することができるようになるのである<sup>65</sup>。

---

<sup>63</sup> 本章では、シーニアの文献として、1827 年の『経済学入門講義』から 1852 年の『経済学入門四講』までの時代の文献を取り扱う。シーニアは、1852 年頃には救貧法に対して、「わたしは、経済学者ではなく、政治家や道徳家としてそれに介入すべきである」(Senior 1852, 55)と述べているように、自身の救貧法改革に対する取り組み姿勢を変更している。しかし、経済学者の役割、政治家(政府)の役割、また、シーニアの考える人間の性格に関する見解は一貫して変わっていない。そのため、本章でも、問題のない限り、時代に関係なくシーニアの文献の中から、テーマごとに引用することとする。

<sup>64</sup> この目的の他に、地主階級の負担を軽減することも明記されている。

<sup>65</sup> シーニアは、新救貧法の目的の一つとして、労働者階級の道徳性を改善することを提案したが、この考えは 1831 年の『賃金に関する三講義』の中で、賃金基金説を用いてすでに述べられていた。それによれば、「基金により維持されるべき人数の過度の増加を防ぐ恒久的効果的な唯一の手段は、労働者人口の道徳および知的性格を引き上げることである」(Senior 1831, v)。

## 第2節 政府の役割

1832年1月19日に、救貧法調査委員会が発足した。そして、シーニアは委員の一人として任命された。シーニアが委員として選ばれた当時、閣僚のほとんどをホイッグ党が占めるグレイ内閣で受け入れられていた思想は、古典派経済学者たちの思想およびベンサム主義であった(Brundage 1988, 14/訳 19)<sup>66</sup>。

ベンサムは、1796年のピットの救貧法改革案に対して論評を加えたのをきっかけに、貧困問題に関心を持ち、貧民の公的救済の必要性を認めたうえで、効率的な救済方法を追求した。すなわち、ベンサムは、公的救済の必要は認めるが、救済の実行の効率性を追求するために貧民の管理を考える立場であった。ベンサムは救貧法改善派として知られているが、ベンサムが提案したものに、全国慈善会社(National Charity Company)があった。ベンサムは、政府は権威機関としては必要であると考えていたが、政府が行政を行うことには批判的であった。なぜなら、政府行政は非効率的であり、汚職などを防ぐのは困難であると考えていたからであった(Poynter 1969, 131)。

一方、シーニアは、個人の自由と自己責任の考えを尊重していた。しかし、救貧法政策に関して、シーニアは、ベンサムよりも政府の介入に対してより積極的であった。

シーニアは、人間にとって最も弊害となるものは「不安の感情」であり、一方、幸福の主要な源泉は「社会的な愛情」であると考えていた(Senior 1827, 14)。政府の起源も、この不安の感情をどのように解消するかということに関わっていた。そして、シーニアは、政府の起源をアダム・スミスの分業になぞらえて説明している。

シーニアによれば、最も原始的な社会状態においても、各人は自分の生命および財産を保護する必要がある。そして、この目的のためには各人は常に武装して警戒していなければならない。しかし、自己保護に従事している人が負担しなければならない労働は、数人分はおろか共同体全部でも補うことができない。したがって、これらを各人に代わって守ってくれる政府のような機関が必要となるのである。すなわち、政府とは、服従と交換に保護を提供する機関のことである。統治者は、社会を暴力と詐欺から守ることを委ねられているのである(Senior

---

<sup>66</sup> しかしながら、ブランディジが「ヴィリヤーズが王立委員会のメンバーとして推薦した五人の人物のうちでベンサム主義者のグループと深い関わりがあったのは、ジェイムズ・ミルと政治経済学者シーニアの二人であった。内閣は、ベンサム主義者であるとは断定できないシーニアの任命は受け入れたが、ミルの方は拒否した」(Brundage 1988, 21/訳 26)と述べているように、当時の政権内で、どの程度ベンサム主義が受け入れられていたのかは、十分考慮する必要がある。

1836, 74-75/訳 161)。このとき、シーニアが述べる不安とは、主に生命・財産に対する不安であり、政府が各人に代わってこれらを保護するが、その際、各人は安全の代わりに服従を提供するのである。しかし、このとき政府による弊害が生じる。それは、保護を与える側には必ず権力が委任されなければならないとともに、保護を受ける側は、著しく自己防衛の手段と意志を喪失するのである。よって、シーニアは、政府が国民生活に介入する際には、これらの意志能力を妨げないように介入すべきであると考えていた<sup>67</sup>。また、アダム・スミスが政府の役割を国防、司法、公共事業に限定していたのに対して、シーニアはその役割を「便宜(*expediency*)」の観点からより広く認めていた。

政府の唯一の合理的な根拠、すなわち統治する権利及びそれに関連した命令に従うという義務の唯一の根拠は、便宜、すなわち共同体の一般的な利益である。統治される者の福祉(*welfare*)のためになることはなんでもするのが政府の義務である。この義務に対する唯一の限界は、その力である。そして、独立国家の至上の政府のようなものは必然的に絶対的なものであるから、その力への唯一の制限は肉体的あるいは道徳的無能である。また、行わなければならないことがその義務であるようなものは、なんでも行う権利を必然的に持たなければならない。・・・政府が生命及び財産を保護することは、明らかに便宜である。しかし、もし政府が何らかの他の機能を遂行することが便宜であると示されるのであれば、それを行行使することがその義務であり、権利である。(Senior, Lectures 1847-1852, First Course, Lesson 6, 'Power of Government to Alter the Degree in which Wealth Is Desirable' in Levy 1928 vol. 2., 302)

さらにシーニアは、政府はこの便宜の観点から、国内の貧困問題に介入すべきであると考えていた。貧民は、将来の欠乏の恐怖を持っており、この不安の感情に苦しめられているが、この負の感情により、彼らは同胞への慈悲深い共感力を失い、かえって彼らは犯罪者といった有害な者に対して共感を示す特徴があった。もし、このような貧民が共同体の大部分を占めるのであれば、その共同体に所属する人々の生命および財産の安全は存在しないのである(Senior 1827, 16-17)。しかしながら、政府が貧困問題に介入する際、政府は、貧民の道徳性

---

<sup>67</sup> シーニアは、国民生活への政府の介入を肯定しているが、過度の介入には反対していた。その理由としては、政府は国民を指導の糸で操る傾向があり、過度に干渉した場合、国民自身が日常の事柄を管理する力が奪われるからである(Senior 1848, 334)。

である勤勉・先見の明・慈愛心を妨げないように介入すべきであるとする。なぜなら、勤勉、先見の明、慈善心といった道徳心は、人々の繁栄のために必要であったからである。そこで、シーニアは政府の義務を次のように定義した。

貧民に関する限り、要求に対して適当な救済を提供しようとする、また、富者に関する限り、救済を提供する負担を平等にし、さらに、その配分を節約し、かつ、方向を規制することによって負担額をできる限り軽くすること。これらは高尚な目的である。そして、彼らが勤勉・先見の明・慈愛心を実質的に減らすことなく達成する限り、それを達成することは政府の必須の義務である。(Senior 1832, 10-11)

したがって、シーニアは、政府の役割を国民の生命・財産を守ることであると考えていた。さらに、もし国民の安全が危険にさらされるのであれば、政府は便宜の観点から、積極的に介入すべきであると考えていたのである。

### 第 3 節 人間の性格とは

シーニアは、経済学を富に関する科学であるとし、経済理論の前提条件として、意識的に想像された人間像、すなわち、経済人を仮定した。シーニアにとって、経済人とは、「できるだけ少ない犠牲で追加的富を得ようとする」(Senior 1836, 26/訳 56)人のことである。シーニアは、欲求の対象として富が与えられた場合、経済人は目的合理的にその富を追求すると仮定した。しかし、これはあくまでも理論の中の理想化された人間像であった。以下では、シーニアが現実世界の人間をどのように考えていたのかを検討する。

シーニアによれば、貧民とは道徳心を欠いた人のことであった。しかし、道徳心を欠いてはいるものの、彼ら貧民とて、自身の境遇を改善したいと考えていた。なぜなら、結婚の欲求と同様に、自身の境遇を改善する欲求は自然なものだからである(Senior 1829, 58)。では、彼ら貧民が自身の境遇を改善するには、どうすべきだろうか。この問いに対し、シーニアは富の追求により、貧民の道徳心を改善することができると考えていた。なぜなら、富の追求が道徳的改善の最大の源であるからであった(Senior 1827, 12)。

政府や諸個人の究極の目的が幸福にあることは事実である。しかし、我々はすべての人が自身の幸福を増大させる方法とは、あるいは一般的な言い方をすれば、自身の状態を良くする方法とは、自身の富を増大さ

せることである、ということを知っている。(Senior 1852, 9)

言い換えれば、「富の所有が人間の目的の最たるものであり、その生産は、人間の努力の最大の目的である」(Senior 1852, 47)。しかしながら、なぜ人々は富を追い求めるのであろうか。

シーニアは『経済科学要綱』のなかで、この問いに答えている。それによれば、シーニアは、富を所有することが人間の欲求の主な目的であると考えたが、それは富を所有することで、人間の性格の中でも強力な欲求である「多様性の愛好(love of variety)」および「優越の愛好(love of distinction)」を満たすことができるからであった。

シーニアによれば、人間は欲求を満たすために、まず最低生活水準を達成しようとする。そこで、シーニアは富を、必需品、必要品、奢侈品の 3 種類に分類した。このうち、生活に関する必需品は、シンプルで数も少ない。イングランドにおいて最低限の生活をしていくには、ジャガイモ・水・塩・簡素な服・毛布・小屋・鉄鍋・発火材料があれば十分である。しかし、これに満足する人はいない。まず、食欲が満たされ、次に衣服への欲求が満たされる。そして、最後に住への欲求、すなわち、建築し、装飾し、家具を備え付ける欲求を満たそうとする。このうち、食と衣に関する欲求はすぐ満たされるが、住への欲求は絶対に満たされないものである(Senior 1836, 11/訳 23-24)。しかし、これらは単に量を満たすだけのものであり、量が満たされると人は次に質を目指そうとする。この質を求める欲求こそが、シーニアの述べる「多様性への愛好」であった。

われわれの欲求は明らかに量よりも多様性を目指す。どんな種類の商品でも、これが与えることができる快樂には限度があるばかりでなく、これらの限度に到達するはるか以前に、急激に増大する割合で減少する。同じ種類の二つのものが与える快樂が、一個の快樂の二倍であることは滅多にない。また、十個の快樂が二個の快樂の五倍を与えることはさらに稀である。したがって、いかなるものでも豊富に比例して、これが供給される人々の数および、これらの供給の増加を全然あるいはほとんど欲しない人々の数は、大きくなるように思われる。また、このような限り、供給の増加は、その効用の全部またはほとんど全部を失う。反対に、その希少性に比例して、これを欲する人々の数およびその度合いは増加するように思われる。そして、その効用、言い換えれば、その一定量の所有から与えられる快樂は、比例して増加する。(Senior 1836, 11-12/訳 24-25)

シーニアによれば、この多様性の欲求は強いけれども、優越の欲求と比較すれば、弱いものであった。なぜなら、優越に対する欲求は、すべての人、すべての時代において影響を及ぼし、揺り籠から墓場まで決して離れることのないぐらい普遍的かつ不断なものであるからである。よって、シーニアは、この優越に対する欲求を人間の情熱の中で最も強力な欲求であると宣言している(Senior 1836, 12/訳 25)。

優越の源として最も明白なのは、人より勝った富の所有である。それは人類の大部分の称賛を最も刺激するものであり、また、彼らが自分たちも獲得することができるという能力があると感じ得る唯一のものである。彼らの比較の範囲内にいる誰よりも富んでいるように見せること、あるいは一般的な表現を用いれば、見栄を張る事(to keep up a better appearance)は、目の前の欠乏の怖れを免れているほとんどすべての人にとって、行為の支配原理である。この目的のために、五感に属するいかなる快樂や苦痛を以てしても直面することのない苦役に耐えることができる。(Senior 1836, 12/訳 25-26)

この優越の欲求は見栄を張る事、すなわち、人に見せることによって達成することができる。このとき、見せびらかすことができる富とは供給を制限された富であり、他の人にとっても欲求の対象となるものである必要がある。そして、この供給を制限された富の中で最も欲求の度合いが高いのがダイヤモンドである。そして、見栄を張り、金持ちであるように見せることが人類の大部分の支配的な欲求であることから、これらの供給が制限される限り、ダイヤモンドはいつまでも熱心な競争の対象となるのである(Senior 1836, 12-13/訳 26-29)。したがって、シーニアは、人間は食・衣・住の最低限の欲求が満たされ、生活に余裕が生まれると、多様性や優越の欲求に従って行動すると考えていた。

しかし、多様性や優越の欲求を達成するためには、人からうらやましがられるような富を獲得しなければならない。富の獲得を追求する行為は、ほとんどすべての人が従事することができ、これら富を獲得し、蓄積することに対する欲求は尽きることがないのである<sup>68</sup>。ただし、人は労働を通して富を生産するが、このとき、ほとんどの人は労働を嫌悪する「怠惰(indolence)」や娯楽の欲求を表す「安逸

---

<sup>68</sup> もし人類が富の蓄積に対する欲求を持っていなかったならば、人類は絶滅してしまった、もしくは野蛮な低位状態に陥っていただろうとシーニアは考えていた。(Senior, Lectures 1847-1852, First Course, Lesson 5, "Universal Desire of Wealth" in Levy, vol. 1., 66)

(idleness)」の影響下に置かれている。また、富を蓄積しようとするときには、費用のかかる道楽である「支出の欲求」が立ちふさがっている。そして、即座に満足しようとする欲求によって人は浪費し、富を蓄積することができなくなってしまうのである(Senior, Lectures 1847-1852, First Course, Lesson 5, “Universal Desire of Wealth” in Levy, vol. 1., 66)。このような事態を防ぎ、より遠い将来の生産を選好するために必要なのが制欲(abstinence)であった。

制欲とは「自分自身が支配することができるものを不生産的に使用することを慎み、あるいは故意に即時的成果の生産よりも遠き生産を選好する人の行為」(Senior 1836, 58/訳 125)であるが、この制欲がなければ、人は労働によって生産したものを即時に消費してしまい、これにより、どんなに努力しても必需品でさえ生産するのに不十分であると気づくのである。この制欲によって、「労働および富を生産するその他の要素の力は、それらの生産物を将来の生産の手段として使用することによって、無限に増加される」(Senior 1836, 58/訳 125)のである。しかし、貧民や無教養の人にとって、制欲は難しいものであった。

享楽を抑制し、もしくは、即座の成果よりも遠い成果を追求することは、最も苦痛な意思の努力である。実に、このような努力は、おそらく、最低の社会は別としても、これを除く全ての社会においてなされるのである。……でなければ、社会は改善されないからである。よって、人間がその生存状態を改善するための全ての手段の中で、制欲は、おそらく、最も有効な手段であるが、最も増加がゆるく、その普及も一般的に、最も遅れているのである。国民の中では、一番文明的ではない国民、種々の階級の中では、一番教育の無い階級が、大抵最も不用意であり、したがって、最も制欲的でないのである。(Senior 1836, 60/訳 128)

したがって、人々は、自身の境遇を改善するために、多様性の欲求と優越の欲求にしたがって富を蓄積するのである。他方、最も制欲的でない貧民は、富を蓄積することができず、しかも、それを即座に消費してしまうのである。この理由から、シーニアは、境遇を改善させるべく、貧民に対して制欲を働かさなければ欲求が満たされないように仕向けたのである。

#### 第 4 節 劣等処遇の原則の効果

政府が目指すべきものは国民の幸福であり、社会の利益になるのであれば、

便宜の点から介入すべきであるというのがシーニアの政府観であった。しかし、農民暴動が発生することにより、政府によって行われた賃金補助制度が貧民の道徳心(勤勉・先見の明・慈愛心)を破壊してきたことをシーニアは目の当たりにした。これにより、国民を幸せにする政府がかえって国民を不幸にしているというのが救貧法改革を行う際のシーニアの見解であった。

シーニアは貧民の救済を擁護していたが、貧民の状態を制限すべきであると考えていた。その際、救済の対象をベンサムの、貧困(poverty)と困窮(destitution)になぞらえて区別している。シーニアにとって困窮とは、欠乏(want)による死であり、人間の不幸な出来事の中でも最悪なものに位置付けられる。また、不幸な状態とは、栄養不足などによってかかる病気などであり、これらの不運や恐怖を取り除くことが人生の弊害を減少させるうえで大切であると考えていた。また、豊かな国の政府は、困窮を取り除く力を持っているとされているが、その力の行使が常に有効になされるとは限らない。したがって、シーニアは、困窮対策として法律を効果的にするためには、被救済権を与えるべきであると考えていた。

また、政府の役人に与えられている力は、困窮の恐怖を一時的に癒すかもしれないけれども、困窮を除去するものではない。しかし、この被救済権は道徳原理の最も有益な二つである勤勉と先見の明への動機を弱めてしまうのである。また、貧困によって得られる救済の希望は、富者が負うことになる課税の恐怖とは正反対であった。そして、このような恐怖によって富は破壊されてきたのである。これを踏まえ、シーニアは、最もよく練られ管理された法律とは、非常に大きな犠牲を払って被救済権を与えるのであると考えたのであった(Senior, Lectures 1847-1852, First Course, Lesson 7, "Power of Government to Alter the Degree in which Wealth Is Desirable" in Levy, vol. 2., 312-313)。

シーニアは、困窮対策としての被救済権を、道徳性が破壊されるにもかかわらず、肯定していた。このとき、シーニアは、政府による公的救済を行う際、救済を受ける側に制限をかけるべきであると考えていた。なぜなら、公的救済は、自分の財布ではなく、隣人の財布から支払われるため、救済を受ける側は何の犠牲も感じないからであり、その結果、行政による濫用をもたらすからである。そして、この考えが適用されたのが劣等処遇の原則であった。このときの政府の義務とは困窮を取り除くことであり、公的救済を行うのであれば、受救者の状態は独立した労働者よりも劣るように管理するべきであるとされたのである。そこで、シーニアは、劣等処遇の原則を行う際、受救者に対して、「より厳しく労働させ、より低い賃金を支払い、社会的状態を下げるようにする」ことを意識的に行っていた。

その理由は以下の通りである。

人を激務に耐えさせるには二つの手段があるにすぎない。実際、厳密に言うならば、それは望み(hope)ただ一つである。というのも恐れはまったく一時的な努力を強いるにすぎず、けっして着実に継続的な骨折りを生み出すほどの刺激となり得ないからである。それに引き換え望みの自然的な結果は相応の報酬である。(Senior 1841a, 105-106)

貧民が救済を望む際、彼らは劣等処遇の原則を含むワークハウスシステムに同意しなければならなかった。さらに、もし受救者がワークハウスから退所したい場合は、彼らは監督官に申請し許可をもらう必要があった。すなわち、貧民の救済は、貧民の自己責任の下で行われていたのである。また、ワークハウスでの生活は、最低限の食事を保障されてはいたものの、たとえ、一生懸命働いたとしても、独立労働者以下の賃金しか受け取ることができなかったとされている。そこで、もし、受救者が酒といった贅沢を望むのであれば、彼らはワークハウスから出て、労働市場で働かなければならないのであった。

したがって、シーニアの劣等処遇の原則が意図することは、独立労働者にならない限り、厳しい生活状態をワークハウス内で行わせるということであった。なぜなら、独立労働者になりさえすれば、この厳しいワークハウスから脱出できるという希望を与えようとしたからである<sup>69</sup>。そして、貧民から独立労働者へと自身の状態を改善した人々は、自身の欲求である多様性の欲求や優越の欲求に従い、労働市場で働くことにより、富の獲得を目指そうと行動するのであった。

## 第5節 小括

本章は、新救貧法における劣等処遇の原則の適用により、怠惰な貧民が勤勉になり、労働市場へ働きにでるメカニズムを、政府の役割および人間の性格に焦点を当て、明らかにしたものである。

シーニアにとって、政府の役割とは、国民の生命・財産を守ることであり、もし、国民の安全が危険にさらされるのであれば、便宜の観点から介入すべきであると考えていた。そこで、救貧法改革においても政府の介入を認めていたが、その際、貧民の道徳心を阻害しないようにする必要があった。

---

<sup>69</sup> この場合、ワークハウスに収容されている受救者にとって、「劣等処遇の原則」から逃れることが「希望」に当たる。一方、受救を受けていない人々にとって、「劣等処遇の原則」の存在は必ずしも「希望」ではないため注意が必要である。

また、新救貧法において、シーニアは劣等処遇の原則を支持したが、それは、ワークハウス内での処遇を厳しくすることにより、受救者が自らワークハウスを出て、労働市場へと働きにでると考えていたからである。なぜなら、人間は自身の状態を改善したいと望んでおり、ワークハウス内では、最低限の生活は保障されているものの、それよりもよい生活がしたいのであれば、多様性の欲求及び優越の欲求に従って、自ら労働市場で富を獲得する必要があったからであった。このようにして、新救貧法により、労働市場が創出されるのである。

## 第5章 シーニアの教育思想

新救貧法は、貧民の道德心を改善することにより、貧困問題を解決することを意図したものであった。また、新救貧法では、貧民の道德心を改善する手段として、劣等処遇の原則が適用されていた。そして、シーニアは、この原則によりさらなる生活改善を目指したい受救者は労働市場へ自ら働きに行き、富を獲得することで貧困が解決すると考えていた。

以上が、救貧法改革により貧困が解決される仕組みであった。一方、シーニアは、1834 年報告書の末尾において、救貧法改革以降のさらなる貧困解決の展望を思い描いていた。

救貧法行政のさらなる改良が進んだ後、政府の最も重要な義務は、労働者階級の宗教的・道德的教育を促進する措置をとることである。  
(1834report, 497)

このように、シーニアは、労働者階級への教育を重視していた<sup>70</sup>。19 世紀の経済学者は、シーニアをはじめ、マルサス、ジェームズ・ミル、J.S.ミルなども教育に関心を持っていた。その中でもシーニアは、O'Donnell(1985, 64/訳 70)が「貧民の子どもたちに及ぼす教育の影響について述べる時、シーニアは次第に能弁になっていった」と述べているように、貧困解決の手段として、児童への教育を重視していた。シーニアの教育思想に関する先行研究としては、O'Donnell(1985) および West(1975, 1994) が挙げられる。O'Donnell(1985)は、シーニアが貧民の児童教育を重視していたことを指摘した。一方、West(1975, 1994)は、児童教育に政府が介入すべき理由の根拠として、シーニアの文献を挙げた。シーニアは貧困解決手段として、貧民の児童教育を重視しており、そのために政府は児童教育に介入すべきであると考えていたのである。しかし、その際、シーニアの考えていた教育内容・方法について、O'Donnell(1985)および West(1975, 1994)は明らかにしていない。そこで、本章では、シーニアの救貧法思想の最後を締めくくる貧困解決の手段として、シーニアの教育思想を考察する。そして、シーニアは、貧民の児童に対して道德教育を施すことで、貧困問題を解決することができると考えていたことを明らかにす

---

<sup>70</sup> 1834 年報告書では、単に労働者階級への教育とされている。しかし、シーニアが政府による教育の対象を述べる場合、その対象は、労働者階級の児童であった。また、シーニアの文献の中で児童への教育の重要性が述べられるのは、(筆者の知る限り)1837 年からであるが、1834 年には、すでに児童教育を重視していたと考えられる。

る。

## 第 1 節 19 世紀初頭の教育事情

19 世紀初頭における児童への教育は、国ではなく、日曜学校のような教会による慈善団体によって行われていた。しかしながら、産業革命が進展するにつれて、工場内で働く児童の労働が問題になり始めた。そして、この問題を解決するために、政府は、1802 年の工場法で、児童労働の改善を図り始めたのである。この法律では、綿織物および毛織物工場の児童の労働を、一日 12 時間に制限し、かつ、児童の労働の一部を初等教育に向けるよう定めた。また、1833 年工場法では、児童労働に対してより徹底した制限を設けた。それによれば、9 歳以下の児童の就業を禁止し、また、9 歳から 13 歳までの児童の就業時間を一日 9 時間に定めた。さらに、この法律では、9 歳から 13 歳までの児童に対して、一日 2 時間、週 6 日の就学を義務付けた。政府は、この法律が実行される上で、児童教育施設の建設を補助するために、2 万ポンドを提供した。この政府の対応に対して、オドネルは、この法律が「イギリスの国家関与の教育の始りの印であった」(O'Donnell 1985, 9/訳 12)と評価している。

1833 年工場法は、当時としては児童教育に対する画期的な法律であった。しかし、シーニアは、工場内で酷使される児童の労働環境を目の当たりにすることで、この法律のより一層の改善を目指した。そこで、シーニアは、1837 年工場法における委員のメンバーに選出された際、工場監督官であるレオナルド・ホーナー(Leonard Horner, 1785-1864)に宛てた手紙の中で、児童教育の重要性を強調した(Senior 1837, 4)。

シーニア以前にも、児童教育の重要性について強調した経済学者はいた。その 1 人がアダム・スミスである。スミスの場合、教育は、政府が与えるのではなく、家庭で行われるべきであると考えていた<sup>71</sup>。また、スミスは、児童教育に対しては楽観的であった。スミスは、労働者階級の家庭において、大抵の児童は働かなければならず、教育に割く時間はないと考えており、両親も同様の意見であった。子どもが就労可能であるとすぐに、彼らは生活費を稼がなければならなかったのである。しかし、それでも基本的な知識は就労前に身に着くとスミスは考えていた。

どの文明社会でも、一般民衆は、いくらかの身分や財産のある人びとは

---

<sup>71</sup> スミスによれば、「あらゆる子どもは最悪の両親のもとにおいてさえ、多少ともこの種の教育を受けるのである」(Smith 1763, 74/訳 194)とし、家庭教育の重要性を説いている。このときの、「この種の教育」とは、宗教教育のことを指している。

どには教育を受けていないけれども、それにもかかわらず、読み、書き、計算という、教育のもっとも基本的な部分は、生涯のきわめてはやい時期に身につけることができるから、最低の職業をやがて仕込まれるはずの人びとでさえ、そうした職業につくまえに、それらのものを取得する時間はある。公共はきわめてわずかな経費で、国民のほとんどすべてに対して、教育のそれらもっとも基本的な部分を取得する必要を助長し、奨励し、さらには義務づけることさえ、できるのである。(Smith 1904, 990／訳 54)

さらに、スミスにとって教育は下層階級の道徳性を引き上げる手段でもあった。そして、貧民の児童を教育することによって、国は利益を得ることができると考えていた。この場合の利益とは、公共の安全である。

・・・彼ら(下層階級)の教化から国家は少なからぬ利益を得ているのである。彼らは教化されればされるほど、無知な諸国民のあいだでしばしばもっともおそろべき無秩序を引き起こす熱狂や迷信の惑わしにかかることが、それだけ少なくなる。そればかりでなく、教化された知的な人々は、無知で愚鈍な人々よりも、つねに礼儀があり、秩序正しい。彼らは個人個人が、より尊敬されていると感じていて、合法的な目上の人びとの尊重を受けやすく、したがって、また目上の人びとを尊重する気持ちもより大きい。彼らは党派や反徒の利害にもとづいた不平を検討しようという気持ちもより大きいし、そのため、政府の方策にたいして気ままな、あるいは不必要な反対をするように誤導される傾向も少ない。自由な国ぐにでは、政府の安泰は、国民が政府の行動に対してくだす好意的な判断に依存するところがきわめて大きいから、それについて彼らが性急に、あるいは気まぐれに判断する気にならないようにすることは、たしかに最高に重要であるにちがいない。(Smith 1904, 994／訳 59-60)

シーニアが 1834 年報告書を執筆する頃のイギリスは、工場法のように児童教育に介入し始めた時期であった。しかし、このころの政府の対応は、直接教育に介入するのではなく、資金の提供にとどまるものであった。また、スミスは、公的教育の利益を認めていたが、家庭教育を重視し、政府による教育の重要性を強く訴えることはなかった。

## 第 2 節 新救貧法における教育の重要性

新救貧法が成立することにより、貧民は、救済を受けたいのであれば、ワークハウス収容を義務付けられ、かつ、劣等処遇の原則により、その処遇は独立労働者以下にするよう定められることになった。しかし、児童の教育に関しては、劣等処遇の原則の適用を免れた。救貧法委員会は「少年および少女は、毎日の労働時間の少なくとも三時間は、読み、書き、およびキリスト教の原理を教育されるべきである。また、その他の授業も彼らに有用・勤勉・有徳の習慣をつけると考えられるものは彼らに教授されるべきである」<sup>72</sup>と述べている。救貧法委員会は、このように児童教育を定めたが、これに対して、1836年にベッドフォード・ユニオンから、ワークハウス内の児童教育に対して、苦情がきた<sup>73</sup>。これは、ワークハウス内の教育の中から、「読む」ことを教えるのは良いが、「書く」ことは劣等処遇の原則に反しているとしてなされた苦情であった。しかしながら、救貧法委員会は、この苦情を次のような理由で却下した。それは①ワークハウス内の規律を厳格にしておけば、単に良い教育を与えているというだけでは、独立労働者に対するワークハウス収容への誘惑にはならないこと、②ワークハウスにおけるよりも魅力的な学校が独立労働者の児童のためにやがてできると確信していること、③ワークハウスの児童は、将来、正直で独立した生計を維持するための最大限可能な機会を与えるよう教育されることが最も重要であること、④ワークハウスの児童は、将来負わされがちな永久の汚名を固定するように扱われるべきでなく、他の児童が読み書きができるのに、読む知識だけで書くのが駄目であることがワークハウスで教育を受けたという明確な印になってしまうこと、という理由であった(Second Annual Report on the Poor Law Commissioner 1836, 529)<sup>74</sup>。

救貧法委員会とベッドフォード・ユニオンとの間の議論は、政府が児童教育の重要性を示した一例であった。

### 第3節 1840年代～1850年代における児童教育への見解

#### (1) ワークハウス内での児童に対する教育内容

教育の具体的内容に関しては、1838年の救貧法委員会の補助委員であるジェームズ・ケイ(James Kay, 1804-1877)の救貧児童の訓練に関する報告書の中で述べられている。

<sup>72</sup> Higginbotham(2012, 300)を参照。

<sup>73</sup> ベッドフォード・ユニオン(Bedford Union)とは、ベッドフォード地域の教区連合であり、他の地域と比べ、地主の力が強い地域であった。

<sup>74</sup> もちろん、児童が成人年齢に達すれば、劣等処遇の原則は適用される。

この報告書では、まず、ワークハウス内の児童に特別な教育を施す必要性があることについて説明している。ケイは、児童が貧困に陥った原因は彼ら自身の過ちではなく、その不運にほかならないと考えていた。そこで、ケイは、児童に必要なものは救済抑制の施策ではなく、教育計画であると考えた。ケイの教育の内容は、自立した労働者の育成を目的とした、職業訓練と道德教育から構成されていた(1839report, 287)。そして、男児は、さまざまな職種の肉体労働、農業労働を学び、女児は、洗濯やアイロンといった家庭内労働を学んだ。一方、道德教育では、服従、誠実さ、労働、そして時間厳守の習慣を教えられた。この道德教育には、隊列行進や屋外での労働、体育と音楽などが含まれた。しかし、ケイは自身の目指す教育は、ワークハウス内では不可能であると考えていた。なぜなら、比較的設備の整っているワークハウスにおいても、児童は、大人から道德的悪影響を受けるからである。これに対して、補助委員であったタフネル(Edward Tufnell, 1814-1896)は「ワークハウスの雰囲気は悪徳で汚染されている。児童の将来の幸福に少しでも関心をはらう者なら、彼らがそこで教育を受けるべきではないと考えたにちがいない」と強調している(1839report, 291)。

そこで、ケイとタフネルはともに児童のために全く別の制度を作り出さなければならないと考えるようになった。1840年代になると彼らは、大規模な施設を建設するために、既存のユニオンを上回るユニオン連合の設置をよびかけた。そして、1844年と1848年の立法により、こうした地区当局が設置され、多くのユニオン連合に学区が設けられた。しかし、ロンドンから離れた地域では、その裁量を任された保護委員会(Boards of Guardians)は、この立法に積極的でなかった。そのため、地区学校設置に大きな進展はみられなかった。実際、地区学校の総数はわずかな数に過ぎなかった。1860年になっても、ワークハウス内の児童13人に1人を収容できる程度であった。大半の児童は、一般のワークハウスに居住するか、個々のユニオンにより建設された学校の一つに収容されたのである。

## (2) ワークハウス外における児童教育への見解

1834年に新救貧法が制定されたことにより、受救者は原則ワークハウス内でのみ、救済を受けることになった。しかし、法律施行後、ワークハウス外救済を希望する貧民の増加もあり、徐々にワークハウス外救済が定着するようになってきた。そして、ワークハウス外救済を希望する貧民からの要請で、1841年には「ワークハウス外救済規制のための一般命令」が制定された。これは、受救者はワークハウス内でのみ救済を受けることという原則に変わりはないが、ワークハウス外救済を受けるという例外を認めるものであった。これにより、ワークハウス外の救

済児童数は増加していった。それにともない、ワークハウス外の児童に対しても何らかの教育措置を取るべきであるとの考え方が広まっていった。こうしたなかで、1844年にはベリック・アポン・ツイード・ユニオンでは、ワークハウス外の救済貧民リストの中で学齢期にあり、かつワークハウスから一マイル以内に居住していない児童を普通の学校に通学させ、各児童につき週2ペンスを支払うことを決定した<sup>75</sup>。しかし、これらは地方のユニオンが行ったことであった。そして、中央の行政組織である救済法委員会は一貫して、これらワークハウス外の救済児童に対する教育措置を望ましいこととしながらも、これに関する救済税からの支出を厳格に禁止した。これにより、ワークハウス外救済児童に対する完全な無干渉主義の立場を鮮明にしたのである<sup>76</sup>。

このように、救済法委員会は、貧困という理由以外で貧民救済委員会が権限を行使することを抑えるとともに、法的にも親に対する干渉が許されないことを強調した。そして、ワークハウス外での救済児童の処遇に関する無干渉主義政策を正当化していった。

### (3) 1850年代における児童教育への見解

1855年6月26日に「ワークハウス外救済を受救する児童の教育を用意する法律」、通称デニスン法が制定された。この法律は、第一条において「イングランドにおける連合もしくは教区の救済委員は、適当と考えるときに、ワークハウス外で合法的に救済を受ける貧民が、その4歳から16歳までの子どものために、学校での教育を用意することができるような救済をすることが許される」と規定し、貧民救済委員会にワークハウス外救済児童の教育の用意を目的とする給付を行うことができる権限を承認した。ただし、第3条において「貧民救済委員会が、救済申請者の子どもにそのような教育が与えられることを、救済の条件として課すことは合法ではない」と定めてしまったことにより、児童に教育を受けさせるかどうかの判断を、ワークハウス外救済を受ける親に全面的に委ねてしまった<sup>77</sup>。

このようにデニスン法は、ワークハウス外救済児童に対する教育措置について、

---

<sup>75</sup> ベリック・アポン・ツイード・ユニオン(Berwick upon Tweed Union)は、イングランド北部のノーサンバーランド地域の教区連合であり、ベッドフォード・ユニオンと同様、地主層が強い地域であったと考えられる。

<sup>76</sup> 1847年7月に布告した一般統制令に関する注釈書の脚注の中でも、「親もしくは親類によって悪い状態で養われている児童の救済にいかん熱意をもとうとも、貧困こそが貧民救済を行わせる唯一の原因であって、貧民救済委員会は、その児童が不道德な生活の中で育つことを懸念する理由を持っていても、親たちに干渉することが法的に正当化されないことに思いを致すべきである」(Davenport Hill, 1889, 14)と述べている。

<sup>77</sup> デニスン法に関しては、川田(1981)を参照されたい。

彼らの親たちがどのような親であるかをまったく問題としないまま、通学させるかどうかを親の自由な判断にまかせてしまったのである。

#### (4) ニューカッスル委員会

1858年2月にパキストン卿(Sir John Pakington)の法案提出が契機となって基礎教育に関して調査検討を行う委員会の任命を求める決議がなされた。そして、この決議に基づき、同年6月30日に「イングランドにおける民衆教育の現状を調査し、国民のすべての階級に対する健全で安上がりな基礎教育の拡大にとって、もしあるとすればいかなる措置が要請されるかを審議する」ために、ニューカッスル公(Duke of Newcastle)を委員長とする王立委員会が発足し、シーニアもこの委員の一人に任命された(1861report, 1)。この委員会は、委員長のほか6名の委員と、若干名の補助委員を擁し、農業、工場、鉱業などに分けた全国調査のほか、教育関係者や機関への文書による問い合わせ、聞き取り、そして公聴会の開催など、かなり広範囲な調査活動を経て、1861年に全6巻からなる報告書を提出した。

報告書では、まず、1859年1月1日現在で、ワークハウス外児童数を28万8428人と推計している。そして、これら児童のうちデニスン法の施行により就学するようになった数が、1857年現在、全国で6537人にすぎないことから、同法は「国土の大部分で機能していない」と断定している。他方、1856年7月現在、教育を受けていないワークハウス外児童の数が8万4252人とする救貧当局の統計を引用し、この数は「厳密にいうと正確ではない」として、報告書独自に少なくとも10万人のワークハウス外児童がいると断定している。

次に報告書は、これら10万人にものぼる教育を受けていないワークハウス外救済児童がいかに悲惨であるかを指摘したうえで、「一般法則として、これら児童は成長するにつれて、監獄とワークハウスに分けて配置されるといい。つまり彼らは、世襲的な受救貧民と犯罪者の階級を形成しているのである。もし、われわれが、彼らを堕落させている諸影響から彼らを引き離すことができれば、貧困と犯罪の主要な根を断ち切ることができる」(1861report, 380)として、これらのワークハウス外救済児童に対する教育の必要性を強調する。そして、第一の解決策として、デニスン法の改正をあげ、その具体的な改正案までも用意したのである。

この改正案の特徴は、ワークハウス外救済児童に教育を受けさせることを各貧民救済委員会の義務として、中央の救貧法委員会の監督の下に置くとともに、児童の就学をその親がワークハウス外救済を受けるための条件とするというもので

あった。この考え方は、国がその親に代わり児童の面倒をみるという、教育に関して政府が干渉することを表明したものであった。児童教育に関して、政府はそれまでの無干渉主義の立場から、干渉主義へと変化していったのである。シーニアが自身の教育思想について著作を発表したのは、このような時代背景の下であった。

#### 第 4 節 シーニアの教育思想

シーニアは 1857 年に大衆教育に関する委員会で委員を務めたが、その経験を踏まえ、1861 年に『大衆教育に関する諸提案』(*Suggestions on Popular Education, 1861*)を執筆した。本節は主に、この著作の中からシーニアの教育思想を考察する。

また、1834 年報告書の末尾を執筆したのはシーニアであったが、その末尾においてシーニアは教育の重要性を訴えていた。1834 年報告書執筆時、シーニアは、労働者階級の教育の必要性を訴えた。しかし、時が経つにつれ、上記で述べたように、イギリス全体において児童教育の普及が進められていくことから、シーニアも同様に児童教育に関心を示していった。

##### (1) 教育の目的

シーニアは貧困問題と児童教育には関係性があると考えていたため、貧困解決手段としての児童教育を重要視していた。そして、児童教育の欠陥があるのであれば、それは政府により解決できると考えていた。

児童の義務教育(compulsory education)は、貧困状態から勤勉で独立した状態へと、彼らを引き上げる最も効果的な手段である。(Senior 1861, 86)

シーニアは、貧困状態にある児童たちは、学校教育を通じて貧困から脱し、勤勉で独立した労働者になることができると考えていたが、この時の労働者とは、制欲(abstinence)ができる労働者のことである (Senior 1836, 58)。制欲ができるからこそ、富の獲得を通じて、貧困から脱することができる。さらに、シーニアは、教育への支出は、労働者の収入に反映すると考えていた。なぜなら、熟練労働者の報酬の大部分は、労働者自身の教育に対する支出があることを暗黙的に意味するからである(Senior 1836, 69)。

また、政府は「便宜」の点からも、国民のためになることであれば、積極的に介入すべきであると、シーニアは考えていた<sup>78</sup>。そして、児童に関しても、この便宜の点から、政府は児童を保護すべきであるとする。なぜなら、政府の義務とは、国民を保護することであるが、児童は、自分自身を守ることができないため、国によって保護される必要があるからである(Senior 1861, 6)。

さらに、シーニアは、児童への教育費は単なる支出とは考えていなかった。

初等学校への費用を分担できないほど、貧しい国はない。厳密に言えば、それは費用ではないのである。そのように使用されるお金は、勤勉・技術・効率的使用・健康の優越の結果、ずっと多く返済されるのである。(Senior, Lectures 1847-1852, First Course, Lesson 6, “Power of Government to Alter the Degree in which Wealth Is Desirable - commenced” in Levy, vol. 2., 329)

教育は国家にとって有益な富を生み出すものであることにより、政府は児童教育に積極的に介入すべきであり、それにより、貧困は解決されるとシーニアは考えていた。

## (2) 教育の定義

シーニアは言葉の厳密な定義を行う人物であると知られているが、教育に関しても定義を行っている。

広義的に、教育という単語は、すべての外からの影響という意味を含む。外からの影響とは、どんな動物にも生まれつきある性質がその後に修正されるということである。狭義的には、教育とは、ある人が教訓や例によって、他人に意図的に及ぼす影響という意味に限定される。(Senior, Address on Education delivered to the National Association for the Promotion of Social Science, on its Seventh Annual Meeting in October 1863, in Levy, vol. 2., 329)

さらに続けて、シーニアはより詳細に教育の分類を行っている。

---

<sup>78</sup> 第4章第2節を参照されたい。

教育は、ティーチングとトレーニングに分かれる。

ティーチングは、情報を与えることと、指令を与えることに分かれる。

トレーニングは、肉体的トレーニングと精神的トレーニングである。

肉体的トレーニングとは、身体の機能のトレーニング、もしくは身体の感覚のトレーニングである。

精神的トレーニングとは、精神機能のトレーニングであり、それは知能のトレーニングである。あるいは、精神の感覚のトレーニングであり、それは道徳トレーニングである。(Senior, Address on Education delivered to the National Association for the Promotion of Social Science, on its Seventh Annual Meeting in October 1863, in Levy, vol. 2., 330)

また、「ティーチング」とは、知識を授けることであり、「トレーニング」とは、知識を創造することである。シーニアは、トレーニングはティーチングよりもより重要であると考えていた。なぜなら、知識は授けられたとしても、維持するのが困難であり、忘れてしまうからである。そして、「習慣(habit)」を身につけることを重視していたが、それは、習慣は一度でも身につけてしまえば、苦痛(pain)を伴わない限り、中止することがないからである。すなわち、習慣は永続的なものなのである。

また、シーニアは、教育の分類の中でも、道徳トレーニングを最重視していた。なぜなら、道徳トレーニングは、精神的感覚に含まれるものであるが、それには、恐怖や怒り、プライド、愛情などが含まれており、これらは、習慣を永続的にするために必要不可欠だからである<sup>79</sup>。よって、もし、児童が道徳教育を通して、「制欲」の習慣が身についたのであれば、その児童は、大人になり、労働市場で働いたとしても貧困に陥ることはないのである。

### (3) 教育対象者

シーニアは、教育対象者として児童を挙げている。しかし、この場合、政府の支援による教育対象は、すべての児童ではないことに注意が必要である。

シーニアは、児童を 3 つのグループに分類している。まず、一つ目は、親あるいは友人が児童の教育費を全額支払うことができるグループであり、二つ目は、親あるいは友人が児童の教育費の一部を支払うことができるグループである。そ

---

<sup>79</sup> シーニアは、道徳トレーニングが重要であるとは考えていたが、具体的にどのようなトレーニングをすればよいのかについては言及していない。

して、三つ目が、親あるいは友人が児童の教育費を全く払うことができないグループである。一つ目のグループは、社会の上・中流階級から構成されており、二つ目のグループが労働者階級から構成されていた。そして、三つ目のグループが受救者(*pauper*)から構成されていた<sup>80</sup>。このうち、二つ目及び三つ目のグループがシーニアにとっての政府による児童教育の対象者であった。

この二つ目と三つ目のグループは、一つ目のグループと比べ、低所得であるが、だからといって親が自身の子どもの教育を怠ることは、子どもの教育を受ける権利を阻害しているとして、シーニアは批判している<sup>81</sup>。シーニアは、児童の精神(*mind*)も、彼らの身体と同様に保護される権利があると考えており、児童は教育を受ける権利を持っていると考えていた(*Senior 1861, 6-8*)。

#### (4) 地区学校の奨励

1834 年の新救貧法は、受救貧民の児童に教育を与えた初めての法律であった。そして、当初、児童はワークハウス内学校での教育を義務付けられていた。

しかし、ワークハウス学校が普及するにつれ、その弊害も明らかになり始めた。ワークハウス内では、ワークハウスの監督官(*workhouse masters*)や、大人の受救者による精神的・衛生的汚染、道徳・知性・勤勉性の欠如などがあり、児童への悪影響が指摘されるようになった。これを受け、1840・50 年代に様々な改革がなされるようになった。そのうちの一つが地区学校の設置である。シーニアは、この地区学校から得られる効果に高い期待を寄せていた。シーニアが実際に、サウサンプトンのワークハウスを訪れた際、そのワークハウス学校は、道を一つ隔てただけで、大人と子供がすぐに出会えるようになっており、劣等処遇の原則が厳密には守られてはいなかったとして批判している(*Senior 1861, 89*)。そこで、地区学校は、ワークハウスから離れたところに設置されるため、ワークハウス内学校のような大人からの道徳的悪影響を受けずにすむのである。そして、地区学校で教育することにより、教育された児童は犯罪や貧困から脱出することができるのである。

---

<sup>80</sup> Senior, Address on Education delivered to the National Association for the Promotion of Social Science, on its Seventh Annual Meeting in October 1863, in Levy, vol. 2., 333.

<sup>81</sup> シーニアは、教育の資金に関しては非常に楽観的であった。教育費は民間からの寄付金で十分に賄えるとシーニアは考えていた。そして、足りない場合のみ、教育税が徴集されることを望んだ(*Senior 1861, 57-59*)。

## 第 5 節 小括

シーニアは 1834 年報告書の末尾において、教育の重要性を説いていた。シーニアにとって、児童への教育は貧困解決の手段であるが、その教育の中でも、とりわけ道徳トレーニングを重視していた。さらに、ワークハウス内学校は、次第に大人からの道徳的悪影響が指摘されてきたことから、地区学校を奨励することにより、大人からの道徳的悪影響を防ぐことができると考えられていたのであった。シーニアは、大人に対しては劣等処遇の原則を適用し、児童に対しては、道徳トレーニングを実施することで、彼らが勤勉に労働市場で働き、富を獲得することで、貧困から脱することができると考えていた。また、シーニアは 1864 年に死去してしまうが、シーニアの死後、1870 年に初等教育法が施行されることで、イギリスにおいて初等教育が義務教育として普及していくことになった。この法律においてシーニアの直接の影響を指摘することはできないが、政府が児童教育を義務づけた初等教育法は、シーニアの意図した経済的自由主義に沿うものであったと考えられる。

## 結章

本稿は、シーニアの救貧法思想を、経済学方法論および経済的自由主義との関連において考察し、その思想史的意義を説明することを目的として書かれたものである。

まず、第 1 章では、旧救貧法の変遷及び、シーニアの旧救貧法に対する評価を考察した。シーニアは、旧救貧法を奴隷制（封建制からの解放）の観点から評価していた。エリザベス救貧法以降、様々な救貧政策が実施されてきたが、シーニアは、その中でも 1662 年に制定された定住権法を特に批判していた。定住権法により、労働者の居住が制限されることで、労働市場が狭められるとシーニアは考えていた。さらに、この定住権法がなければ、救貧法に関する諸問題が生じなかったとして、国家による居住制限を伴う救貧の全廃を考えていた。また、スピーナムランド制度に代表される賃金補助制度に関しては、ワークハウス外で労働者を救済することにより、労働者を肉体的、道徳的に奴隷の地位に置くものであったと批判した。

第 2 章では、救貧法改革案である 1834 年報告書は、シーニアの経済学方法論に基づき執筆されたことを明らかにした。シーニアは、Hutchison(2000)が「ウルトラ演繹主義」と評するように、少数の前提から演繹によって結論を導出することを重視していた。しかし、実践（アート）の結論が理論の結論に基づいているのであれば、その実践（アート）の結論は理論の結論と同等の確実性と普遍性を持つとシーニアは考えていた。そこで、実践（アート）である 1834 年報告書では、事実を収集し、収集した事実を経済理論に基づく分析を照らし合わせて解釈した。具体的には、1834 年報告書の前半部の分析部分において「奴隷と自由労働者」の理論に照らして事実を解釈し、それに基づき後半部分の対策において「劣等処遇の原則」を提案していた。

第 3 章では、シーニアのワークハウスに関する見解を明らかにした。シーニアは、旧救貧法の中でも、ワークハウス内救済を実施したナッチブル法を高く評価していた。ワークハウス内は、貧民の処遇を無慈悲なものにすることで、勤勉な有能貧民を奴隷の地位に陥らないようにされていた。そして、シーニアは、これを高く評価した。また、シーニアは、ワークハウス外救済の支持者に対しては、ワークハウス内救済の方が、ワークハウス外救済よりも経済的に優れており、かつ、劣等処遇の原則の適用は、ワークハウス内救済でしか実現できないとして、受救者のワークハウス収容を擁護したのであった。

第 4 章では、劣等処遇の原則の適用により、怠惰な貧民が勤勉になり、労働市場へ働きにでるメカニズムを明らかにした。まず、シーニアは、政府は、国民の生

命・財産を守るためであれば、便宜の点から積極的に介入すべきであると考えた。そして、困窮対策として法律を効果的にするためには、貧民に被救済権を与えるべきであると考えた。この場合、被救済権を与えることによって受救者の道徳心が破壊されないためにも、受救者に対して過酷な条件が課されたのであった。シーニアは、受救者に過酷な条件を課しても、彼らは労働市場へ働きに出たいという希望も持つと考えた。なぜなら、人には多様性の欲求と優越の欲求があるため、自身の状態を改善するためにも、自らの努力で労働市場へと自発的に出て行くからであった。

第 5 章では、シーニアの教育思想を考察した。シーニアは教育の中でも道徳教育を重視していた。なぜなら、道徳教育を通じて、「制欲」の習慣が児童に身につくからである。この習慣が身についた児童は、成人しても労働市場で働くことで貧困にならないのである。シーニアは、大人に対しては劣等処遇の原則を適用し、児童に対しては道徳教育を行うことで貧困が解決されると考えていた。

以上が、本稿で明らかにしたシーニアの救貧法思想である。救貧法に関する先行研究において、シーニアは新救貧法成立に大きく貢献した人物として紹介される。しかし、新救貧法の土台となる 1834 年報告書を執筆したにもかかわらず、シーニアの救貧法思想を詳細に研究したものは、筆者の知る限り Bowley(1937)を除いてほとんどなかった。本稿は、Bowley(1937)が触れることのなかった、経済学と新救貧法との関わりを考察することで、経済学者シーニアが救貧法改革において果たした役割を考察した。

シーニアは、経済学者として政策に関与したが、その際行っていたことは、自身の経済学方法論に基づく政策への経済学の応用であった。さらに、シーニアの貧民に関するワークハウス収容の見解を考察することで、競争的労働市場の創出が、経済的自由主義の思想と密接に結びついていたことを明らかにした。

新救貧法は経済学者が政策作成に関わった初期のものであり、シーニアの救貧法思想を明らかにすることは、経済学の政策への応用を知る手掛かりにもなる。そのことから、本研究は、従来のシーニア研究のみならず、経済学説史研究において空白であった経済学者シーニアの救貧法思想の穴を埋めることができるのである。

本稿では、新救貧法の成立に携わった代表としてシーニアを取り上げた。しかし、新救貧法成立に貢献した人物の 1 人にチャドウィックがいる。チャドウィックは、シーニアと共に 1834 年報告書を執筆した人物として知られている。そのため、チャドウィックの救貧法思想を無視することはできない。チャドウィックの救貧法思想を明らかにすることは今後の課題としたい。

## 参考文献

### 一次文献

- Bentham, J. *The collected Works of Jeremy Bentham: Writing on the Poor Laws*, Volume II, edited by Quinn, M., 2010, Oxford: Clarendon Press.
- Bentham, J. *The collected Works of Jeremy Bentham: Writing on the Poor Laws*, Volume I, edited by Quinn, M., 2001, Oxford: Clarendon Press.
- Davenport Hill, F. 1889. *Children of the State*, London: Macmillan and Company.
- Dickens, C. (1838)2005. *Oliver Twist; retold by Margaret Turner*, Oxford: Macmillan Heinemann ELT.
- Engels, F. (1845)1892. *Die Lage der Arbeitenden Klasse in England. Nach Eigner Anschauung und Authentischen Quellen*. Otto Wigand Leipzig. Translated by F.K. Wischenewetzky. 1892. *The Condition of the Working-Class in England in 1844*. London: Swan Sonnenschein & Company. 一條和生・杉山忠平訳『イギリス労働者階級の状態(下)』岩波書店, 1990.
- House of Commons. 1974. *Reports from Commissioners. The Poor Law Report of 1834*, edited by S. G. and E. O. A. Checkland, Pelican Classics. (1834reportと略記)
- Kay, J. P. 1839. *The Training of Paper Children*. London: William Clowks and Sons.
- Keynes, J. N. (1917)1997. *The Scope and Method of Political Economy*, 4th ed., London: Routledge/Thoemmes Press. 上宮正一郎訳『経済学の領域と方法』日本経済評論社, 2000.
- Levy, S. L. 1928. *Industrial Efficiency and Social Economy by Nassau W. Senior*, vol. 2, Henry Holt and Company.
- Malthus, T. R. Works, *The Works of Thomas Robert Malthus*, 8 vols., ed. by E. A. Wrigley and D. Souden, London: William Pickering, 1986.
- Malthus, T. R. Works 1, *An Essay on the Principle of Population, as It Affects the Future Improvement of Society, with*

- Remarks on the Speculations of Mr. Godwin, and Other Writers* (1798), 齊藤悦則訳『人口論』光文社, 2011.
- Marshall, A. and Marshall, M. (1879)1997. *The Economics of Industry*, Bristol: Overstone.
- Mill, J. S. (1873)1996. *Autobiography and literary essays*, edited by John M. Robson and Jack Stillinger, London: Routledge.  
村井章子訳『ミル自伝』, みすず書房, 2008.
- Reports from Commissioners. Central Society of Education Third Publication of 1839*, London: Taylor and Walton. (1839report と略記)
- Reports of the Commissioners appointed to inquire into the State of Popular Education in England*, 1861. London: H. M. Stationery off. (1861report と略記)
- Senior, N. W. CW. 1998. *Collected Works of Nassau William Senior*, 6vols., edited and introduced by D. Rutherford, Bristol: Thoemmes Press.
- Senior, N. W. 1827. *An Introductory Lecture on Political Economy*, in Senior CW1.
- Senior, N. W. 1829. *Two Lectures on Population, to which is added, a correspondence between the author and the Rev. T. R. Malthus*, in Senior CW3.
- Senior, N. W. 1831. *Three Lectures on the Rate of Wages*, in Senior CW5.
- Senior, N. W. 1832. *A Letter to Lord Howick on the Legal Provision for the Irish Poor*, in Senior CW4.
- Senior, N. W. 1834. *Outline of the Poor Law Amendment Act*. London: B. Felowes, Ludgate Street.
- Senior, N. W. 1836. *An Outline of the Science of Political Economy*, in Senior CW1. 高橋誠一郎・濱田恒一訳『シニオア経済学』岩波書店, 1929.
- Senior, N. W. 1837. *Letters on the Factory Act*, in Senior CW4.
- Senior, N. W. 1841a. *Remarks on Opposition to the Poor Law Amendment Bill by A Guardian*, in Senior CW3.
- Senior, N. W. 1841b. *Poor Law Reform (October 1841)*, *Edinburgh Review*, in Senior CW3.

- Senior, N. W. 1848. *J. S. Mill on Political Economy*, in Senior CW1.
- Senior, N. W. 1852. *Four Introductory Lectures on Political Economy*, in Senior CW1.
- Senior, N. W. 1861. *Suggestion on Popular Education*, in Senior CW6.
- Smith, A. (1904)2003. *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, 5th ed., edited by E. Cannan, New York: Bantam Dell. 水田洋監訳『国富論』全4冊,第4巻,岩波書店, 2000.
- Smith, A. (1763)1956. *Lectures on justice, police, revenue and arms*: delivered in the University of Glasgow, edited with an introduction and notes by E. Cannan, New York: Kelly & Millman. 高島善哉・水田洋訳『グラスゴウ大學講義』日本評論社, 1989.
- Whately, R. 1832. *Introductory Lectures on Political Economy*, 2nd ed., New York: A. M. Kelly, 1966.

## 二次文献

- 有江大介 2005.「自然神学の「幸福な世界」:19 世紀前半ブリテンにおける神学的経済社会把握」『エコノミア』(横浜国立大学)56(1), 1-18.
- 井上克洋 2006.「ブリストル救貧法下におけるワークハウス 1696-1722」『ソシオサイエンス』12, 93-106.
- 伊部英男 1979.『新救貧法成立史論—19 世紀イギリスにおける福祉国家の転換』至誠堂.
- 大沢真理 1986.『イギリス社会政策史:救貧法と福祉国家』東京大学出版会.
- 檜原朗 1978.『イギリス社会保障の史的研究 I』法律文化社.
- 川田昇 1981.「19 世紀イギリス救貧法における児童の教育措置と親権」磯野誠一他編『社会変動と法:法学と歴史学の接点』勁草書房, 186-229.
- 小島崇 2000.「イギリス新救貧法のイメージ形成—新救貧法反対派の言説空間を中心に—」『西洋史学』198, 83-104.
- 小山路男 1978.『西洋社会事業史論』光生館.
- 佐々木憲介 2001.『経済学方法論の形成—理論と現実との相剋 1776—1875』北海道大学図書刊行会.
- 佐々木憲介 2010.「イギリス経済学における演繹法と帰納法」, 只腰・佐々木編

(2010) 所収, 1-25.

佐々木憲介 2013.『イギリス歴史学派と経済学方法論争』北海道大学出版会.

高島進 1995.『社会福祉の歴史—慈善事業・救貧法から現代まで—』ミネルヴァ書房.

高橋誠一郎・濱田恒一 1929.『シニョア経済学』岩波書店.

只腰親和 2010.「ウェイトリ経済学と演繹法」, 只腰・佐々木編 (2010) 所収, 26-58.

只腰親和・佐々木憲介編著 2010.『イギリス経済学における方法論の展開—演繹法と帰納法—』昭和堂.

富田洋三 2009.「産業革命と女性労働」『実践女子大学生活科学部紀要』46, 85-101.

中矢俊博 1997.『ケンブリッジ経済学研究—マルサス・ケインズ・スラッファ—』同文館.

中矢俊博・柳田芳伸編著 2000.『マルサス派の経済学者たち』日本経済評論社.

樋口弘夫 1998.「イギリスにおけるワークハウス改革の一局面—ワークハウス入居者の分類—」『和光経済』31(1), 33-46.

深貝保則 2000.「ホエイトリの文明社会論」, 中矢・柳田編 (2000) 所収, 105-135.

福原行三 1963.「N.W.シニョアの経済政策論について」『大阪府立大学経済学研究』26, 28-47.

松永俊男 1996.『ダーウィンの時代—科学と宗教』名古屋大学出版会.

馬渡尚憲 1990.『経済学のメソドロジー: スミスからフリードマンまで』日本評論社.

三時眞貴子 2011.「19 世紀イングランドにおける救貧児童の教育—公営基礎学校への進学をめぐる—」『愛知教育大学研究報告(教育科学)』60, 125-133.

村上陽一郎 2002.『近代科学と聖俗革命〈新版〉』新曜社.

森下宏美 2001.『マルサス人口論争と「改革の時代」』日本経済評論社.

森下宏美 2006.「救貧法改革と古典派経済学」『経済学研究』(北海道大学) 56(2), 51-62.

柳沢哲哉 2015.「マルサス『人口論』における救貧法批判の論理」『マルサス学会年報』(24), 1-31.

柳田芳伸 2000.「N.W.シーニアの福利論—マルサスとの対比において—」, 中矢・柳田編 (2000) 所収, 137-161.

矢野聡 2008.「ワークハウス概論(1) 労役場の誕生」『政経研究』(日本大学)

- 45(2), 205-228.
- 矢野聡 2013.「1834 年イギリス新救貧法再考」『政経研究』(日本大学) 49(3), 797-819.
- 吉尾清 2008.『社会保障の原点を求めて:イギリス救貧法・貧民問題(18 世紀末～19 世紀半頃)の研究』関西学院大学出版会.
- 渡会勝義 1999.「古典派経済学と貧困問題」, 西沢保・服部正治・栗田啓子編『経済政策思想史』有斐閣, 43-60.
- 渡会勝義 2008.「マルサス, リカードウと同時代の救貧思想」『立教経済学研究』62(2), 25-60.
- Blaug, M. 1958. *Ricardian economics: a historical study*, New Haven: Yale University Press. 馬渡尚憲・島博保訳『リカアドウ派の経済学: 歴史的研究』木鐸社, 1981.
- Blaug, M. 1986. *Great economists before Keynes: an introduction to the lives & works of one hundred great economists of past*, Brighton: Wheatsheaf Books. 中矢俊博訳『ケインズ以前の 100 大経済学者』同文館出版, 1989.
- Blaug, M. 1992. *The Methodology of Economics: Or How Economists Explain*, 2nd ed. Cambridge, New York: Cambridge University Press.
- Bowley, M. (1937)2003. *Nassau Senior and Classical Economics*, London and New York: Routledge.
- Boyer, G.R. 1990. *An Economic History of the English Poor Law, 1750-1850*. Cambridge, New York: Cambridge University Press.
- Brundage, A. 1988. *England's "Prussian Minister" : Edwin Chadwick and the Politics of Government Growth, 1832-1854*, The Pennsylvania State University Press. 廣重準四郎・藤井透訳『エドウィン・チャドウィックー福祉国家の開拓者ー』ナカニシヤ出版, 2002.
- Brundage, A. 2002. *The English poor laws, 1700-1930*, Basingstoke: Palgrave.
- Crowther, M. A. 1983. *The workhouse system, 1834-1929: the history of an English social institution*, London: Methuen.
- Driver, F. 1993. *Power and pauperism: the workhouse system, 1834-1884*, Cambridge; New York: Cambridge University

- Press.
- Emmett, Ross B. 2014. Economics and Theology after the Separation, in Oslington, P. 2014, 135-150.
- Englander, D. 1998. *Poverty and Poor Law Reform in Britain: From Chadwick to Booth, 1834-1914*. London and New York: Longman.
- Finer, S.E. (1952)1997. *The Life and Times of Sir Edwin Chadwick*. London: Routledge/Thoemmes Press.
- Fissell, M. E. 1991. *Patients, Power and the Poor in Eighteenth-Century Bristol*, Cambridge University Press.
- Francesca, A. and Couze, V. 2014. *Inequality, Poverty, Education: A Political Economy of School Exclusion*, Palgrave Macmillan.
- Geoffrey, B. H. and Waterman, A. W. C. ed. 1994. *Economics and Religion : Are They Distinct?* , Boston: Kluwer Academic Publishers.
- Higginbotham, P. 2012. *The Workhouse Encyclopedia*, History Press.
- Himmelfarb, G. 1984. *The Idea of Poverty: England In the Early Industrial Age*, New York: Knopf.
- Hobsbawm, E. J. 1968. *Industry and Empire: An Economic History of Britain Since 1750*, London: Weidenfeld and Nicolson.
- Hunt, E. K. 1979. *History of Economic Thought: A Critical Perspective*. Belmont, California: Wadsworth Publishing Company.
- Hutchison, T. W. 2000. *On the Methodology of Economics and the Formalist Revolution*, Cheltenham: Edward Elgar.
- Knott, J. 1986. *Popular opposition to the 1834 Poor Law*, London: Croom Helm.
- Levy, S. L. 1970. *Nassau W. Senior 1790-1864*, Newton Abbot, U. K.: David and Charles.
- Lowson, J. and Silver, H. 1973. *A Social History of Education in England*. London: Methuen.
- McCann, P. 1977. *Popular Education and Socialization in the*

- Nineteenth Century*, London: Methuen.
- Marshall, J. D. 1984. *The Old Poor Law, 1795-1834*, Macmillan.
- Nicholas C. E. 1971. *The anti- Poor Law movement 1834-44*, Manchester, Eng.: Manchester University Press.
- Nicholls, G. 1967. *A History of the English Poor Law*, vol. 2, Frank Cass.
- O'Brien, D. P. 1975. *The Classical Economists*, Oxford University Press.
- O'Donnell, Margaret G. 1985. *The Education Thought of The Classical Political Economists*. University Press of America.
- 関昶訳『古典派政治経済学者の教育思想』, 晃洋書房, 1993.
- Oslington, P. 2001. John Henry Newman, Nassau Senior, and the Separation of Political Economy from Theology in the Nineteenth Century. *History of Political Economy*, 33(4), 825-842.
- Oslington, P. ed. 2014. *The Oxford Handbook of Christianity and Economics*, Oxford University Press.
- Polanyi, K. (1944)1975. *The Great Transformation*, New York: Octagon Books. 野口建彦・栖原学訳『[新訳]大転換: 市場社会の形成と崩壊』東洋経済新報社, 2009.
- Poynter, J. R. 1969, *Society and Pauperism: English Ideas on Poor Relief, 1795-1834*, Toronto: University of Toronto Press.
- Rose, Michael E. 1971. *The English Poor Law, 1780-1930*, Newton Abbot: David & Charles.
- Schumpeter, J. A. 1954. *History of Economic Analysis*, New York: Oxford University Press. 東畑精一・福岡正夫訳『経済分析の歴史(中)』全3冊, 岩波書店, 2006年.
- Schofield, F. 2009. *Bentham: A Guide for the Perplexed*. London: Continnum. 川名雄一郎・小畑俊太郎訳『ベンサムー功利主義入門』慶応義塾大学出版会, 2013.
- Simon, B. 1960. *Studies in the History of Education, 1780-1870*. London: Lawrence & Wishart.
- Smith, K. 1951. *The Malthusian Controversy*, London: Routledge & Kegan Paul.
- Timothy, B., Stephen, C., and Timothy, W. G. 2001. Incentives,

- Information, and Welfare: England's New Poor Law and the Workhouse Test, in Sundstrom, W., Timothy, W. G., and Whatley, W. C. (eds), *History Matters: Essays on Economic Growth, Technology and Demographic Change*, Stanford: Stanford University Press, 2003, 245-70.
- Waterman, A. W. C. 1991. *Revolution, economics, and religion: Christian political economy, 1798-1833*, Cambridge[England]; New York: Cambridge University Press.
- Waterman, A. W. C. 1994. Whately, Senior, and the Methodology of Classical Economics, in Geoffrey and Waterman. 1994, 41-60.
- Waterman, A. W. C. 2002. 'Christian Political Economy' and 'Philosophic Radicalism', 『経済学史学会年報』41(41), 1-14.
- Waterman, A. W. C. 2014. Theology and the Rise of Political Economy in Britain in the Eighteenth and Nineteenth Centuries, in Oslington. 2014, 94-112.
- Webb, S. and B. (1927)1963. *English Poor Law History: Part 1, The Old Poor Law*, with a new introduction by W. A. Robson, London: F. Cass.
- Webb, S. and B. (1929)1963. *English Poor Law History: Part 2, The Last Hundred Years*, vol. 1, with a new introduction by W. A. Robson, London: F. Cass.
- West, E. G. (1975)2000. *Education and the Industrial Revolution*. 2<sup>nd</sup> ed. Indianapolis, Ind.: Liberty Fund.
- West, E. G. 1994. *Education and the State: A Study in Political Economy*. 3<sup>rd</sup> ed. Indianapolis: Liberty Fund.

## 謝辞

本論文の完成にあたって、多くの方々にご協力ならびにご支援をいただいたことに深く感謝を申し上げたい。学位論文の労をおとり戴いた北海道大学大学院経済学研究科の佐々木憲介教授には、大学院修士課程からお世話になっている。著者を辛抱強く、かつ暖かく見守ってくださった佐々木先生には、深甚なる感謝を表したい。そして、主査を務めていただいた同大学大学院経済学研究科の岡部洋實教授、副査を務めていただいた同大学大学院経済学研究科の橋本努教授、ならびに北海学園大学大学院経済学研究科の森下宏美教授にも感謝を申し上げたい。

また、金仁子さん、陳ブン君さんには公私にわたって大変お世話になった。彼らとは修士課程からの付き合いであり、研究室内で活発な議論を行い、共に叱咤激励し合いながら研究活動を行うことができたことは非常に有益であった。

この他、本論文を少しでもより良いものにすることができたのは、様々な学会、研究会にて、著者の報告や論文に対する議論やコメントの機会を戴けたことが大きい。ここでは、全ての方々のお名前を挙げることはできないが、学会や研究会などにおいて、多くの方々と議論し、アドバイスをいただけたことに感謝したい。

最後に、私事になり恐縮だが、ここまで私のわがままを受け入れ、大学院における研究活動を最後まで続けさせてくれた、父と母と姉に感謝したい。